

令和 5 (2023)年度
国の施策等に関する提案・要望



いちごいちえとちぎ国体
10月1日(土)～11日(火)



いちごいちえとちぎ大会
10月29日(土)～31日(月)

令和 4 (2022)年 7 月
栃 木 県

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

提 案 ・ 要 望

栃木県政の推進に対しまして、日頃から深い御理解と温かい御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数が再び増加していることから、引き続き、緊張感を持って、基本的な感染対策の徹底を呼びかけるとともに、医療提供体制の充実・強化に努めるほか、ワクチン4回目等接種の推進を図っております。

また、ロシアによるウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰等により、幅広い業種の事業者等が厳しい状況に置かれていることから、国の総合緊急対策に呼応し、本県でも必要な対策に取り組むこととしております。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、オールとちぎで取り組んで参りますので、補正予算での対応を含め、効果的な施策展開が図れるよう、特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

現在、私たちを取り巻く社会・経済環境は、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展、自然災害の頻発・激甚化、脱炭素化の潮流など、時代の大きな変化の中にあります。将来の世代に「人が育ち、地域が生きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」を引き継いでいくため、本県では、県政の基本指針「とちぎ未来創造プラン」を昨年度からスタートさせたところであり、県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略（第2期）」と併せて、各種施策を積極的に展開しているところです。

また、今年10月には、いよいよ「いちご一会とちぎ国体」「いちご一会とちぎ大会」の開催を迎えます。これを本県が更なる発展を遂げる絶好の機会とすべく、両大会の成功に向け、万全の準備を進めております。

この「令和5(2023)年度国の施策等に関する提案・要望」は、このような状況を踏まえ、新たな制度の創設や施策の推進、必要な財政措置など、地域の課題を解決するために是非とも御協力いただきたい事項についてとりまとめたものです。提案・要望の内容を十分に御理解いただき、国の予算編成や施策の決定に反映されるようお願い申し上げます。

令和4(2022)年7月

栃木県知事 福田 富一

目 次

特別要望

新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 次の感染症危機への備えについて（内閣官房・厚生労働省）【新規】----- 1
- 2 新型コロナウイルス感染症の分類の見直し等について
（内閣官房・厚生労働省）【新規】----- 2
- 3 警戒度レベルに応じた措置内容等について（内閣官房・厚生労働省）【新規】----- 3
- 4 医療機関等への継続的支援について（内閣官房・厚生労働省）----- 4
- 5 新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種について
（内閣官房・厚生労働省）【一部新規】----- 5
- 6 中小企業の資金繰り支援について（経済産業省）----- 6
- 7 サプライチェーン再構築支援について（経済産業省）----- 7
- 8 事業復活支援金の再度の支給について（経済産業省）----- 8
- 9 雇用の維持・確保について（厚生労働省・内閣府）【一部新規】----- 9
- 10 観光需要の回復について
（総務省・内閣府・農林水産省・国土交通省）【一部新規】----- 11
- 11 児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について
（文部科学省）【一部新規】----- 13
- 12 安全・安心な学習環境の確保について（文部科学省）【一部新規】----- 14

原油価格・物価高騰等への対応について

- 13 原油価格・物価高騰下における中小企業等支援について（経済産業省）【新規】----- 17
- 14 農業資材・燃油・飼料に対する支援の充実・強化について（農林水産省）【新規】-- 19

全体要望

次代を担う人づくり、健康でいきいきとした暮らしのために

- 15 子ども・子育て支援施策等の充実・強化について
（内閣府・文部科学省・厚生労働省）----- 21
- 16 障害者への支援の充実について（厚生労働省）----- 23
- 17 地域医療確保対策について（厚生労働省・文部科学省）----- 25
- 18 介護人材の確保対策等について（厚生労働省）----- 27
- 19 先天性代謝異常等検査対象疾患の拡大について（厚生労働省）【新規】----- 28
- 20 きめ細かな指導ができる教育環境の整備について（文部科学省）【一部新規】----- 29
- 21 公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について（文部科学省）----- 31

22	教員免許更新制廃止後の新たな教員研修制度の整備等について (文部科学省)【一部新規】	---- 32
23	部活動改革の推進について(文部科学省)【新規】	----- 33
24	外国人材の受入れと多文化共生施策について (法務省・総務省・文部科学省)【一部新規】	---- 34
25	地方消費者行政の安定的な推進について(内閣府)	----- 36

魅力ある多彩な産業の活力向上のために

26	あらゆる分野における女性の活躍推進について(内閣府・厚生労働省)【新規】	---- 37
27	気候変動への適応に向けた農業生産の安定化を図るための取組の強化について (農林水産省・環境省)【新規】	---- 39
28	農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の強化に資する次世代型の農業農村整備 の推進に向けた安定的な財源確保と制度拡充等について (農林水産省)【一部新規】	---- 40
29	経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化並びに米の消費拡大について (農林水産省)【一部新規】	---- 42
30	新規就農者育成総合対策の全額国費化及び支援の拡充等について (農林水産省)【新規】	---- 44
31	農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について(農林水産省)【一部新規】	-- 45
32	農業経営基盤強化促進法等の改正への対応及び農地集積・集約化に係る予算の確保等 について(農林水産省)【一部新規】	----- 47
33	野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について (農林水産省・環境省)	---- 49
34	クビアカツヤカミキリをはじめとした外来生物対策の支援について (農林水産省・環境省)【一部新規】	---- 51
35	特定家畜伝染病対策の推進について(農林水産省)【一部新規】	----- 53
36	林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化推進について(農林水産省)	-- 55
37	森林における地籍調査の推進について(国土交通省)	----- 56
38	よろず支援拠点の継続設置について(経済産業省)	----- 57

安全・安心を実感できるために

39	大規模災害対策の推進について(内閣府・総務省)	----- 58
40	安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について (財務省・国土交通省)	----- 60
41	空き家対策の更なる推進について(国土交通省)【新規】	----- 62
42	令和元年東日本台風被害からの復旧・復興について(国土交通省)	----- 63
43	河川・砂防事業の推進について(国土交通省)	----- 64
44	ダム事業の着実な推進について(国土交通省)	----- 66

45	広域道路ネットワークの機能強化について（国土交通省）-----	67
46	直轄権限代行事業等による道路の機能強化について（国土交通省）-----	70
47	住宅・建築物の耐震化の推進について（国土交通省）-----	71
48	公共交通サービスの確保・充実について（国土交通省）-----	72
49	安定型最終処分場の許可基準について（環境省）-----	75
50	廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金について （環境省・内閣府）----	76
51	放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について （環境省・農林水産省）----	77

誇れる地域・豊かな自然を未来につなぐために

52	地方大学への支援の充実について（内閣官房・文部科学省）【一部新規】-----	79
53	グリーン社会の実現に向けた取組の推進について （環境省・経済産業省・農林水産省）【一部新規】----	81
54	日光国立公園の魅力アップについて（環境省・国土交通省）-----	84
55	国際観光旅客税の地方への配分について（国土交通省）-----	86

新たな自治の基盤づくりのために

56	地方創生及び地方分権改革の推進について（内閣官房・内閣府・総務省）-----	87
57	デジタル・トランスフォーメーションの推進等について （内閣官房・内閣府・総務省）----	89
58	地方税財源の充実・強化について（総務省）-----	91
59	地方税制度の見直しについて（総務省）-----	92
60	国会等移転の促進等について（国土交通省・内閣府）-----	93

（注）【新規】：前年度に提案・要望していない事項

【一部新規】：提案・要望の細目として新しい部分加わる事項

特 別 要 望

新型コロナウイルス感染症対策について

【 1 】 次の感染症危機への備えについて

所管省庁：内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省健康局

政府が6月17日に決定した次の感染症危機に備えるための対応の方向性の実現に向けて具体策を早期に提示するとともに必要な措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 政府が6月17日に決定した次の感染症危機に備えるための対応の方向性の実現に向けた具体策を早期に提示すること。
- 2 その上で、「政府における司令塔機能の強化」については、政府の意思決定が的確かつ迅速に行われる運用とするとともに、国と地方の役割分担を必要に応じて見直すなどして、それぞれの立場で、より効果的な対策が講じることができるようにすること。
- 3 「保健医療体制の構築」については、医療機関等と都道府県が協定を締結する仕組みを法制化するに当たり、医療関係者との調整を丁寧に進めるとともに、実効性のある制度となるよう必要な措置を講じること。

【提案・要望の理由】

政府は6月17日に、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた上で、次の感染症危機に備え、迅速かつ効果的に対策を講じるための「政府における司令塔機能の強化」や「感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築」等の方向性を決定しましたが、実現に向けた具体策を早期に提示いただくようお願いします。

その上で、「政府における司令塔機能の強化」については、地方の意見を踏まえつつ、政府の意思決定が的確かつ迅速に行われる運用となるようお願いいたします。また、国と地方の役割分担に関しては、それぞれの立場で、より効果的な対策を講じることができるようにするため、これまでの対応を検証した上、必要に応じて見直すとともにその内容を明確化するようお願いいたします。

さらに、「保健医療体制の構築」については、医療機関等が都道府県と締結する協定に沿って医療提供や健康観察等を行うことを担保するため、都道府県等に強い権限を持たせることとしておりますが、法改正に向けては、医療関係者との調整を丁寧に進めていただくとともに、実効性のある制度となるよう必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症対策課〕

【 2 】新型コロナウイルス感染症の分類の見直し等について

所管省庁：内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省健康局

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株（亜種を含む）が主流である間の感染症法上の分類の見直し等について早急に検討すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株が主流である間の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の感染症の分類の見直し又はオミクロン株の特性を踏まえた新たな分類の創設について早急に検討すること。
- 2 その際、オミクロン株の特性や感染症法で人権の制限は最小限にすべきであるとされていることを踏まえ、入院勧告や就業制限、濃厚接触者の取扱い等については、必要最低限の制限とするとともに、感染者数の全数把握は行わないこととし、保健所等における過度な事務負担を避けること。
- 3 新たな変異株に対しては、その特性等に応じて速やかに対応を見直すといった柔軟な取扱いを行うこと。

【提案・要望の理由】

政府は6月17日に、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるための対応の方向性を決定しましたが、亜種を含むオミクロン株を主流とした現下の新型コロナウイルス感染症への対策については言及されておりません。

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることも念頭に、感染力は強いものの重症化しにくいといったオミクロン株の特性や全国における3回目ワクチン接種率が6割を超えた状況などを踏まえ、オミクロン株が主流である間の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類の見直し又はオミクロン株の特性を踏まえた新たな分類の創設について、早急に検討すべきと考えます。

その際、オミクロン株の特性や感染症法で人権の制限は最小限にすべきであるとされていることを踏まえ、入院勧告や就業制限、濃厚接触者の取扱い等については、必要最低限の制限とするとともに、感染者数の全数把握は行わないこととし、保健所等における過度な事務負担を避けるほか、新たな変異株が出現した際は、その特性等に応じて速やかに対応を見直すといった柔軟な取扱いを行っていくべきと考えます。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症対策課〕

【3】警戒度レベルに応じた措置内容等について

所管省庁：内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
厚生労働省健康局

オミクロン株（亜種を含む）の特性を踏まえた警戒度レベルの基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確化すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国として、オミクロン株（亜種を含む）の特性を踏まえた警戒度レベルを判断するための指標及びその目安となる基準を示すこと。
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）における緊急事態措置及びまん延防止等重点措置と警戒度レベルの関係を明確化すること。
- 3 第6波の状況を専門家の知見も踏まえ検証・分析し、特措法上の措置内容等に関し、国民・事業者へのより効果的な要請内容等を明らかにし、基本的対処方針に盛り込むこと。

【提案・要望の理由】

6月17日に政府は次の感染症危機に備えるための対応の方向性を決定しましたが、警戒度レベルに関する考え方は、令和3年11月8日に国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「新たなレベル分類の考え方」に依拠しており、この「考え方」ではオミクロン株の特性が反映されておらず、オミクロン株（亜種を含む）が主流である現状に適したものとなっております。

また、この「考え方」では、警戒度レベルの判断基準を基本的に都道府県に委ねる形としておりますが、専門性や知見の集積の観点から、オミクロン株の特性も踏まえた警戒度レベルを判断するための指標及び目安となる基準を国において示していただくべきと考えます。

更に、警戒度レベルと特措法上の措置の関係を明確化した上で、第6波の状況を専門家の知見も踏まえ検証・分析し、現状では飲食店等への営業時間の短縮や酒類の提供制限が中心となっている特措法上の措置内容等に関して、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることを念頭に、国民・事業者により効果的な要請すべき内容等を早急に明らかにし、基本的対処方針に盛り込むべきと考えます。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症対策課〕

【 4 】 医療機関等への継続的支援について

所管省庁：内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省 医政局
 健康局
 保険局

今後も、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の波が不定期で押し寄せることが危惧されることから、想定される課題に対応し、地域医療が安定的に確保されるよう、引き続き、医療機関等に対する支援策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症等新興感染症の感染拡大時に速やかに対応できる病床、臨時の医療施設及び宿泊療養施設を十分に確保するため、国の責任において空床補償をはじめとする体制整備に必要な財源を引き続き確保すること。
- 2 通常医療を制限し、新型コロナウイルス感染症等の感染症対応に取り組むことにより、医療機関が受ける経営面での影響は甚大であることから、感染拡大時において地域の医療提供体制が危機的状況に陥ることがないよう、診療報酬の更なる引上げや融資制度における優遇措置など、医療機関に対する継続的かつ多様な財政支援策を講じること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症等の新興感染症については、ワクチン接種や治療薬開発が十分に進むまでは、感染拡大や重症患者の発生が続くことから、引き続き、適切な入院医療を提供するための病床等の継続的な確保を図ることができるよう、必要な財源の確保を求めます。

国民生活の安全・安心を確保するためには、地域医療の持続的な提供が重要な要素となりますが、感染拡大時に通常医療を制限し感染症対応に取り組むことにより、医療機関は経営面で甚大な影響を受けることから、安定した医療提供体制の構築を図るため、国による継続的な支援を求めるものです。

〔 県所管部課：保健福祉部 医療政策課 〕

【 5 】新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種について

所管省庁：内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室
厚生労働省 健康局

新型コロナウイルスワクチンについて、接種の必要性等に関する国民への理解促進に引き続き積極的に取り組むとともに、今後のワクチン接種の考え方を自治体へ提示し、引き続き実施するに当たっては、自治体等の事務負担の軽減が図られるよう、改善に努めること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国民が、ワクチン接種の必要性や有効性、安全性等を十分理解した上で、納得して接種が受けられるよう、国が先頭に立って、最新の科学的知見を踏まえた分かりやすい情報発信に引き続き積極的に取り組むこと。
- 2 今後のワクチン接種の目的や対象者などに関する考え方を各自治体へ提示するとともに、引き続き実施するに当たっては、自治体や接種協力医療機関における事務負担の軽減が図られるよう、改善策の検討・実施に努めること。

【提案・要望の理由】

オミクロン株の重症化リスクは低いとの認識やワクチン接種後の副反応への懸念などから、特に若年層への接種が思うように進まない状況にあります。このため、被接種者が感染のリスクとワクチンの効果等を総合的に勘案の上、納得して接種の判断ができるよう、国が先頭に立って、感染した場合のリスクのほか、ワクチン接種の必要性や有効性、安全性等の情報について、最新の科学的知見を踏まえた分かりやすい情報発信を行い、国民への理解促進に粘り強く取り組んでいく必要があります。

4回目のワクチン接種については、感染予防効果が期待できないとの報告があるほか、短期間で接種を繰り返すことによる身体への悪影響も懸念されています。このため、これまでのワクチン接種の効果や課題等の検証も踏まえた長期的戦略を立て、その考え方を早期に各自治体へ提示するとともに、引き続き実施するに当たっては、各自治体や接種協力医療機関に多大な事務負担が生じていることを踏まえ、接種券のデジタル化を図るなど、負担軽減に向けた改善に取り組んでいく必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 感染症対策課〕

【 6 】 中小企業の資金繰り支援について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

セーフティネット保証 4 号、5 号の指定期間を更に延長するとともに、都道府県が行う利子補給や保証料補助に係る財源確保並びに政府系金融機関における実質無利子・無担保融資の更なる延長及び資本性劣後ローン等の融資制度の充実・強化により、中小企業等における資金繰りを支援すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 コロナ禍において依然として厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の現状を踏まえ、セーフティネット保証 4 号、5 号の指定期間について更なる延長を行うとともに、都道府県が行う利子補給や保証料補助に係る財源を確保するなど、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
- 2 また、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者の経営改善や事業再生の後押しとなるよう、政府系金融機関における実質無利子・無担保融資の更なる延長や資本性劣後ローンなどの融資制度を充実・強化させること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、観光、交通、飲食・サービス業、小売業、製造業など幅広い業種で売上の減少が続いており、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営を強いられています。

中小企業等がこうした経済的ダメージから脱するには、相当の時間を要することから、中・長期的な支援が必要です。

このため、今後の中小企業等の経営安定化に向け、セーフティネット保証 4 号、5 号の指定期間の更なる延長により中小企業等の資金調達を支援するとともに、中小企業等の金利や保証料の負担軽減を図るため、都道府県が行う利子補給や保証料補助に係る財源を確保することを要望します。

また、感染症の影響により、深刻な経営環境にある中小企業等が、危機を脱して、経営の健全性を保ちながら事業を継続していけるよう、政府系金融機関における実質無利子・無担保融資の更なる延長や資本性劣後ローンなどの融資制度の充実・強化を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【 7 】 サプライチェーン再構築支援について

所管省庁：経済産業省 経済産業政策局

製造業におけるサプライチェーンの再構築に向けた取組に対する支援を次年度以降も継続すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 サプライチェーンを強靱化するため、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化など、製造業におけるサプライチェーン再構築に向けた取組に対する支援を次年度以降も継続すること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内における生産拠点等の整備を進めることにより、製品や部品等の円滑な供給を確保する必要性が高まっています。

また、令和元年東日本台風など近年多発する自然災害や感染症等のリスクを大きく分散し、サプライチェーンの多角化が図られる取組を進めていくことも重要です。

加えて、半導体不足により、自動車産業関連の工場が停止するなど、サプライチェーンの脆弱性を原因とした新たな脅威も発生しており、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、自動車や航空機に代表される製造業への影響の長期化が懸念されます。

そこで、サプライチェーンを強靱化するため、海外からの生産拠点の国内回帰や新たな調達先の確保、自社における製品の内製化など、製造業における新型コロナウイルス感染症等のリスクに対応したサプライチェーンの再構築に向けた取組に対する支援を次年度以降も継続することを要望します。

県所管部課：産業労働観光部 産業政策課
工業振興課

【 8 】 事業復活支援金の再度の支給について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

事業復活支援金を再度支給するとともに、支給額の上限引上げ、支給要件の見直しなど、厳しい経営状況にある事業者に対して実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少するなど、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続を下支えするため、事業復活支援金を再度支給するとともに、支給額の上限の引上げや、売上減少率の要件を緩和するなどの支給要件の見直しを図ること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ウクライナ情勢等による原油・原材料の価格高騰や資材不足により、観光、交通、飲食・サービス業、小売業、製造業など幅広い業種において、中小企業・小規模事業者は厳しい経営を強いられています。

コロナ禍の収束が見通せない中、中小企業等の安定的な事業継続のため、中長期的な取組が必要であることから、事業復活支援金の再実施を検討するとともに、当該支援金は給付額が小さく、事業者の事業継続や回復効果が十分に期待できないと言われていることから、支給額の上限を引き上げるなど、より実効性のある対策となるよう要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【 9 】雇用の維持・確保について

所管省庁：厚生労働省 職業安定局
雇用環境・均等局
社会・援護局
人材開発統括官
内閣府 地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室

新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料等の価格高騰の影響を受け、厳しい経営状況にある中小・小規模事業者が雇用を維持できるよう、雇用調整助成金の特例措置の柔軟な対応に努めるほか、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、マッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。

また、コロナ禍の中での取組となった就職氷河期世代への就労支援については、今後も継続するとともに、第二の就職氷河期世代を生まぬよう、学生の就職に対して十分な支援策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 雇用調整助成金の特例措置については、9月までの延長方針が示されているが、新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料等の価格高騰の影響を受け、雇用環境への影響は長期化すると思われることから、地域経済や雇用情勢等を踏まえ、更なる期間延長等の柔軟な対応に努めること。
- 2 一時的に事業活動が縮小し雇用が過剰となっている企業と、人手不足となっている企業との間の、在籍型出向制度を活用した雇用維持の促進に向け、公益財団法人産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化や、産業雇用安定助成金等の制度の周知広報、相談体制の充実を図ること。
- 3 就職氷河期世代への正規雇用化については、コロナ禍における雇用情勢の影響により本来の政策効果を得られていないことから、今後も支援を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による第二の就職氷河期世代を生むことのないよう、学生と企業のマッチング機会を積極的に創出する地方公共団体の取組に対して、十分な財政措置を講じること。

【提案・要望の理由】

雇用調整助成金の特例措置については、9月までの延長方針が示されていますが、新型コロナウイルス感染症に加え、原油・原材料等の価格高騰の影響を受けていることから、更なる期間延長について要望します。

また、一時的な労働移動により雇用を守る在籍型出向については、人材の送り出し企業と受入れ企業間の調整に、相当な時間と手間を要することから、マッチングを行う公益財団法人産業雇用安定センターによる機能強化を要望するとともに、制度の周知広報、相談体制の充実を図ることを要

望します。

- 一方、就職氷河期世代の正規雇用化は喫緊の課題であるものの、長期にわたり不安定就労や無業状態にある者等については息の長い支援が必要であることから、「就職氷河期世代支援プログラム」における集中的な取組期間に限定せず、支援の継続を要望します。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響をきっかけに導入されているオンラインを活用した採用活動や就職活動等の、従来とは異なる環境に対応するため、学生と企業のマッチング機会を積極的に創出する地方公共団体の取組に対する十分な財政措置を要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 労働政策課〕

【10】観光需要の回復について

所管省庁：総務省自治税務局
内閣府地方創生推進室
農林水産省農村振興局
国土交通省観光庁

宿泊施設に対する固定資産税等の軽減措置を講じるとともに、地方税の減収分を確実に補てんするほか、観光地の復興は中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を柔軟な基金造成が可能となる交付金制度とすること。

また、都市農村交流施設が行う利用者獲得に向けた取組に対し、農山漁村振興交付金等の十分な財源の確保や支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 宿泊施設に対する固定資産税等の軽減措置は令和3（2021）年度に限り実施されたが、宿泊施設においては、固定資産税の負担が大きいことから、再度、固定資産税等の軽減措置を講じるとともに、地方公共団体の税の減収分については、国が確実に補てんすること。
- 2 深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を自由度が高く、柔軟に基金造成ができる交付金制度とすること。
- 3 観光誘客にも資する農産物直売所や農村レストラン等の都市農村交流施設は、コロナ禍で利用者が大幅に減少していることから、利用者獲得に向けた取組に対し、農山漁村振興交付金等の十分な財源の確保とともに、事業期間の延長、交付率の上乗せなど支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い観光関連産業は甚大な影響を受けており、観光関係団体や商工団体から、積極的な支援を求める切実な声が届いております。

特に、宿泊施設においては、広大な土地と大規模な施設を有しているところが多く、固定資産税の負担が大きいため、令和3（2021）年度に限らずその軽減を行うことが求められています。

また、今後のインバウンド需要の回復をも見据え、深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、自由度が高く、基金造成が可能となる交付金制度とする必要があります。

さらに、都市農村交流施設においては、コロナ禍で令和2（2020）年度の利用者数が前年度より277万人も少ない1,677万人と大幅に減少したこ

とから、農村が持つ魅力ある資源を生かした新商品開発や電子商取引による新たな販路開拓など、都市農村交流施設が行う利用者獲得に向けた取組に対し、積極的に支援していくことが求められています。

〔 県所管部課：産業労働観光部 観光交流課
農 政 部 農村振興課 〕

【11】児童生徒の学びを支えるICT環境整備の推進について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

GIGAスクール構想の推進に向け、児童生徒がタブレット端末をより効果的・継続的に活用できるよう、機器の更新等に係る経費、教員研修等を担うデジタル人材の確保に係る経費について、必要な財政措置を講じること。
また、学習者用デジタル教科書に係る経費の無償措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 GIGAスクール構想の推進に向け、児童生徒一人ひとりがタブレット端末をより効果的・継続的に活用できるよう、機器の充実や更新等に係る経費について、必要な財政措置を講じること。
- 2 授業支援や教員研修等を担うICT支援員等の人材確保に係る経費について、引き続き必要な財政措置を講じること。
- 3 全ての学校において、今後、学習者用デジタル教科書を整備するに当たり必要な経費について、無償措置を講じること。

【提案・要望の理由】

GIGAスクール構想により整備されたICT機器の充実や更新、通信量の増加に応じた校内外通信ネットワークの増強、ICTの更なる活用に向けた授業支援や教員研修等を担うICT支援員等の人材確保が必要であり、そのためには、各経費の確保が課題となります。

そこで、教育の情報化における先進的・先端的取組を推進するための公立学校情報機器整備費補助金事業等の継続と必要な予算措置を要望します。

また、学習者用デジタル教科書の整備については、令和4（2022）年度に実施している実証事業では無償措置がなされていますが、児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びを実現するため、令和5（2023）年度以降に整備される学習者用デジタル教科書についても、紙の教科書に対する無償給与と同様、全ての学校において無償とすることを要望します。

県所管部課：教育委員会事務局

総務課
義務教育課
高校教育課

【12】安全・安心な学習環境の確保について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や教員の働き方改革に資する教員業務支援員の配置、感染防止対策としての修学旅行の延期や中止への対応など、安全・安心な学習環境の確保について、必要な財政的支援を行うこと。

また、学校運営のためのガイドライン等について、新型コロナウイルス感染症に関する最新の科学的知見を適時適切に反映すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための人員配置に係る財政的支援を引き続き行うこと。また、教員の働き方改革を更に推進するため、補習等のための指導員等派遣事業を一層拡充すること。さらに、市町が独自に配置する教員業務支援員の配置についても財政的支援を行うこと。
- 2 修学旅行の延期や中止により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、令和5(2023)年度も引き続き財政的支援を行うこと。
- 3 学校運営のためのガイドライン等について、新型コロナウイルスの変異株等に関する最新情報を速やかに収集・分析し、適時適切に反映すること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症の感染状況が予断を許さない中、今後も感染拡大を防止するための取組を講じるとともに、児童生徒の学びを保障し、安心して学べる学習環境を確保する必要があることから、引き続き教員業務支援員の配置への財政的支援を要望します。

現在、県としても教員の働き方改革を推進し、国の指針にある時間外在校等時間の減少に一定の成果はありましたが、依然として十分とは言えない状況であることから、補習等のための指導員等派遣に係る財政的支援の拡充を要望するものです。また、独自に教員業務支援員を配置している市町もあることから、直接、市町に対する財政的支援を要望します。

修学旅行は、学習指導要領上、特別活動の中の学校行事に位置付けられ、学校の教育活動の一環として重要なものでありますが、修学旅行の実施や行き先は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先とし、適切に判断すべきものです。感染状況によってやむなく修学旅行の延期や中止をすることもあり得ることから、そのような場合におけるキャンセル料等について、保護者の経済的な負担軽減を図るため、引き続き財政的支援を要望します。

特に変異株に対しては、感染力や重症化等の特性、児童生徒への影響等についての最新の科学的知見を踏まえて、学校現場における感染防止対策に取り組む必要があることから、学校運営のためのガイドライン等への最新情報の適時適切な反映を要望します。

県所管部課：教育委員会事務局

義務教育課
高校教育課
学校安全課
特別支援教育室
スポーツ振興課

特 別 要 望

原油価格・物価高騰等への対応について

【13】原油価格・物価高騰下における中小企業等支援について

所管省庁：経済産業省 産業技術環境局
資源エネルギー庁
中小企業庁

ウクライナ情勢による原油価格・物価高騰等の影響を受けた事業者に対する融資制度を充実・強化し、中小企業等の資金繰りに支障を来さぬよう対策を講じること。

また、原油高等による影響が特に大きいものづくり企業に対し、省エネ性能の優れた製造工程への転換に向けた取組への支援など、必要な対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 ウクライナ情勢による原油価格・物価高騰等により、コロナ禍において厳しい状況にある中小企業・小規模事業者への更なる影響が懸念されるため、原油高等に関する都道府県の制度融資について、利子補給や保証料補助に係る財源を確保するとともに、政府系金融機関におけるセーフティネット貸付の要件緩和の継続など、融資制度を充実・強化し、中小企業等の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。
- 2 原油高等による影響が特に大きいものづくり企業における、省エネ性能の優れた製造工程への転換に向けた取組を一層支援するとともに、半導体等の製造に不可欠なレアメタル等と代替可能となる原材料等の確保に向け、必要な対策を講じること。

【提案・要望の理由】

ウクライナ情勢による原油価格・物価高騰等により、コロナ禍において厳しい経営環境を強いられている中小企業・小規模事業者が、更に厳しい状況に直面する恐れがあります。

中小企業等がこうした状況を乗り越えるためには、新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り支援だけでなく、原油高等の影響を受ける中小企業者への新たな資金繰り支援が必要です。

このため、今後、これらの影響を見極めながら、必要に応じて都道府県が取り組む制度融資について、中小企業等の金利や保証料の負担軽減を図るため、利子補給や保証料補助に係る財源を確保することを要望します。

また、原油高等については、コロナ禍やウクライナ情勢等の収束が見通せず、長期化する恐れがあることから、その影響を受ける中小企業等が事業を継続していけるよう、政府系金融機関におけるセーフティネット貸付の要件緩和の継続など、融資制度の充実・強化を要望します。

あわせて、エネルギーへの依存が大きいものづくり企業において、原油

高等に伴う経済的負担の影響を受けにくい生産体制に転換するとともに、サプライチェーン全体でのカーボンニュートラル化が求められる中で中小企業の競争力を強化していくためにも、エネルギー効率の高い設備の導入支援等により、省エネ性能の優れた製造工程への転換を着実に進めていく必要があります。

さらに、レアメタル等の原材料高によって、半導体等の工業製品の製造に要する部品の調達に支障を来しており、円滑な生産活動を継続していくためには、レアメタル等と代替可能となる原材料等の確保が不可欠であることから、必要な対策を講じることを要望します。

〔 県所管部課：産業労働観光部 経営支援課 工業振興課 〕

【14】農業資材・燃油・飼料に対する支援の充実・強化について

所管省庁：農林水産省 農産局
畜産局

農業資材や燃油、飼料価格の高騰により、経営が圧迫されている生産者の経営安定を図るため、各種セーフティネット対策の充実・強化等を図ること。
また、省エネルギー機器や資材等の導入支援措置を継続的に実施すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 燃油・配合飼料のセーフティネットに係る基金について、財源を確保するとともに、交付基準の見直しや基金加入時の負担軽減を図ること。
- 2 肥料に係るセーフティネット制度を新たに創設すること。
- 3 産地生産基盤パワーアップ事業において、ヒートポンプ等の省エネルギー機器や多重被覆資材などの導入を支援する施設園芸エネルギー転換枠を次年度以降も継続すること。

【提案・要望の理由】

現在、国際情勢の不安や海上運賃の上昇、為替が円安傾向で推移した影響などから、農業資材や燃油、飼料の価格が高騰し、農業経営を圧迫しています。

施設園芸の加温に使われる重油は、令和元（2019）年に比べ2割の上昇となっています。また、肥料については、原料の多くを海外に依存しており、農業団体は半年ごとに価格を改定していますが、2期連続で値上げとなり、一部の肥料は昨年に比べ2割以上の価格上昇となっています。さらに、畜産業においては、経営費に占める飼料費の割合が過半となる場合もあり、飼料費の高騰により、経営に深刻な影響を与えています。

燃油や飼料については、生産者と国などが積み立てる基金により、価格が上昇した場合に補填金が交付されるセーフティネットが制度化されています。しかしながら、セーフティネットが発動する基準価格は、価格上昇に連動して高くなるため、制度が発動しにくく、また、生産者の積立単価も基準価格に連動して高くなるため、生産者にとって負担が増すなどの課題があります。加えて、経営環境が厳しい中で加入時にまとまった金額が必要となります。さらに、肥料については、セーフティネット制度自体がない状況にあります。

施設園芸については、産地生産基盤パワーアップ事業において、臨時的に施設園芸エネルギー転換枠が拡充され、ヒートポンプや循環扇等の省エネルギー機器や多重被覆資材などの導入を支援していますが、原油価格は

現在も上昇し、今後も大幅な下落は見込めない状況であることから、継続的な支援が必要となっています。

今後もこのような厳しい状況が続けば、持続的な農業経営が困難になるだけでなく、後継者が就農しない事態も危惧されることから、これらに対する適切な支援を要望します。

〔 県所管部課：農政部 農政課
経営技術課
生産振興課
畜産振興課 〕

全 体 要 望

【15】子ども・子育て支援施策等の充実・強化について

所管省庁：内閣府 子ども・子育て本部
文部科学省 初等中等教育局
厚生労働省 子ども家庭局
保 険 局

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子ども・子育て支援施策等の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に当たっては、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなどの質の向上を図るため、必要となる財源の確保を確実に行うこと。
また、幼児教育・保育の無償化の推進に当たっても、地方負担分も含めた必要な財源の確保を今後も確実に行うこと。
- 2 未就学児から就学児へと切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブへの支援制度を拡充すること。
- 3 子ども一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、児童養護施設等の措置費における職員配置基準を引き上げるとともに、児童相談所の専門性強化について十分な財政措置を講じ、さらに児童福祉施設整備に要する支援制度を拡充すること。
- 4 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全て廃止するとともに、子ども医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
- 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中、感染への不安やリスクを抱えながら、子どもたちの保育や預かり、養育・ケア等の社会的に重要な役割を担っている保育施設や放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員の意欲の維持・向上を図るため、引き続き処遇改善等の取組を進めること。
- 6 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、顕在化、深刻化しているひとり親家庭の経済的困窮や子どもの貧困等に対し、経済的支援はもとより、それぞれのひとり親家庭の実情に応じた各種相談や支援の取組を実効性あるものとするため、必要となる人材の配置や育成に係る財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

少子化の進行が国民生活全般に大きな影響を及ぼす重大な課題となっている中、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の推進に当たって、教育・保育の量的拡充と質的向上を図るため、十分な財源が確保される必要があります。

【16】障害者への支援の充実について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
保 険 局

障害者が必要な支援を受けながら、地域において健やかに安心して暮らすことができる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 重度心身障害者の自立と社会参加が促進されるよう、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。
- 2 障害者や障害児に対し、適切な処遇やサービスを提供するため、報酬制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法に基づく必要な休暇の付与等にも対応した人材確保対策を講じること。

【提案・要望の理由】

- 1 重度心身障害者医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

重度心身障害者を対象とした医療費助成事業については、市町村が重度心身障害者の健康の保持・増進等を図る観点から実施する助成事業に対し、都道府県が助成を行っているところです。

しかしながら、国では、現物給付方式による医療費助成の取組について、未就学児までを対象とした減額調整措置は行わないこととしていますが、小学校就学後については国民健康保険の国庫負担を減額する措置を講じています。

現物給付方式は、傷病の早期発見や迅速な対応につながり、重度心身障害者の自立と社会参加を促進するものであることから、国は地方と一体となって拡充強化を図っていくべきであり、自治体の財政の安定化を図り、基礎疾患を有する割合の高い障害者への医療提供体制を維持するため、自治体が行う重度心身障害者医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう要望します。

- 2 働き方改革関連法施行に伴う人材確保対策及び報酬制度の柔軟な運用
障害福祉サービス事業所等においては、夜勤、宿直などの変則勤務がある中、自傷他傷を伴う強度行動障害など様々な障害特性のある利用者に対し、適切な処遇を提供する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、事業所内の消毒の徹底や利用者の体調管理など、従前よりも業務量が増加しています。

このような中、平成31(2019)年4月1日から順次施行されている働き方改革関連法に基づき必要な休暇を職員に付与するなどにより、職員の適正配置が困難になり、利用者処遇の質の低下が懸念されます。

このため、処遇改善加算制度の柔軟な運用など、働き方改革関連法の規定にも対応した上で適正配置が可能となるよう人材確保対策を要望します。

〔 県所管部課：保健福祉部 障害福祉課
国保医療課 〕

【17】地域医療確保対策について

所管省庁：厚生労働省 医政局
文部科学省 高等教育局

県民の日常生活に欠かせない地域医療を確保するため、医師不足の改善等に向け、抜本的な対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」等の議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が、地域の実情を反映した実効性のあるものとなるよう、また医師確保対策が効果的なものとなるよう支援の充実を図ること。
- 2 平時はもとより、新興感染症の流行や災害時等においても、十分な対応が可能な地域医療提供体制の確保を図るため、必要とする全ての医療機関を対象として施設・設備の整備を促進することができるよう、医療提供体制の整備に対する支援の充実を図ること。
- 3 救急医療体制・周産期医療体制の維持・確保を図るため、医療提供体制推進事業費補助金の補助基準額及び国庫補助率の引上げを図ること。

【提案・要望の理由】

本県では、医学部入学者への地域枠の設置や、産科、小児科等の診療科を希望する医学生を対象とした修学資金貸与制度などにより、医師不足の解消のため各種の施策を展開して参りました。しかしながら、医師の人材確保については、広域的又は全国レベルでの調整が必要と考えられ、本県のみでの対応には限界があります。

そこで、厚生労働省の医師需給分科会等における議論を踏まえ、都道府県が策定した医師確保計画が実効性を伴うものとなるよう、全国における医師の地域偏在是正に向けた制度の設計及び運用を求めます。

加えて、新興感染症の流行や災害時等においても十分対応可能な医療提供体制が確保できるよう、医師の不足や地域偏在に対する有効な施策立案と着実な実施等、支援の充実を求めます。

また、東日本大震災をはじめ近年多発する自然災害等を踏まえ、平時はもとより、災害時においても地域における医療機能を維持し、救急患者の受入れ等に支障が生じることのないよう万全の対策を講じておく必要があります。

については、必要とする全ての救急・周産期医療機関を対象として医療施設の耐震化や自家発電設備等の整備、有床診療所等を対象としたスプリンクラーの設備整備の促進を図るなど、医療提供体制の整備に対する支援の充実を求めます。

更には、新型コロナウイルス感染症への対応との両立が求められる中で、厳しい経営環境にある救急・周産期医療機関の長期的な経営の安定化を図り、将来にわたり救急医療体制・周産期医療体制を維持・確保していくため、医療提供体制推進事業費補助金の補助基準額及び国庫補助率の引上げを求めます。

〔県所管部課：保健福祉部 医療政策課〕

【18】介護人材の確保対策等について

所管省庁：厚生労働省 社会・援護局
老 健 局

安定的な介護人材の確保と介護職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、介護人材確保対策事業の充実・強化を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護人材に対する更なる処遇改善に引き続き取り組むこと。
- 2 介護人材の確保に当たっては、介護職の正しい理解とイメージアップを図るため、国を挙げて積極的に広報活動等に取り組むこと。
- 3 外国人材が介護現場に参入しやすい環境を整備するとともに、働きやすい環境で定着が図られるよう、事業所の受入れ体制の整備に対する支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、一層の介護人材不足が懸念されております。

介護人材の処遇については、これまで介護報酬の改定等により、賃金の改善が図られたところですが、競合他産業との賃金差をなくし、介護人材の安定的な確保・定着を図るためには、引き続き処遇改善に取り組む必要があります。

介護職は、超高齢社会を支える重要な職業であるにも関わらず、「重労働で低賃金」というイメージがあることから、新たな人材の参入を妨げる要因の一つとなっているため、全国的なイベントや政府広報、教育の場において、介護の仕事の役割と重要性、魅力等を伝える事業展開など、国を挙げた取組が必要です。

また、出入国管理及び難民認定法等の改正を受け、平成 31(2019)年 4 月、新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことから、外国人材の介護現場への参入をより一層促進し、外国人が安心して暮らし、働けるよう、国の責任において受入れのための総合的な対策を講じる必要があります。

〔県所管部課：保健福祉部 高齢対策課〕

【19】先天性代謝異常等検査対象疾患の拡大について

所管省庁：厚生労働省 子ども家庭局

子どもの神経障害などの重大な健康被害を防ぐため、先天性代謝異常等検査対象疾患の拡大及び支援体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 先天性代謝異常等検査については、国の責任において科学的知見に基づき対象疾患を拡大すること。
- 2 新生児マススクリーニング検査後の治療や生活指導等の支援体制の充実に努めること。

【提案・要望の理由】

先天性代謝異常等検査については、都道府県及び指定都市が厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知(平成30年子母発0330第2号)に基づき、20疾患を対象に新生児マススクリーニング検査を実施し、先天性代謝異常等の早期発見・治療に努めてきました。

近年、技術の進歩により、本検査で診断可能な疾患は増加しており、早期治療の重要性が高いとされる脊髄性筋萎縮症や重症複合免疫不全症等に係る新生児マススクリーニング検査を大学や検査機関等において研究事業として導入している事例も見られます。

特に、重症複合免疫不全症については、令和2(2020)年10月に定期予防接種となったロタウイルス感染症の予防接種等の生ワクチン接種により重篤な感染症を発症する恐れがあるため、予防接種による健康被害を避けるためにも新生児マススクリーニング検査等でワクチン接種前に疾患を診断する必要があります。

また、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づき令和3(2021)年2月9日に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、「新生児へのマススクリーニング検査の実施により先天性代謝異常等を早期に発見し、その後の治療や生活指導等につなげるなど、先天代謝異常等への対応を推進する。」との基本的方針が明記されました。

先天性代謝異常等検査の対象疾患については全国一律であることが望ましいため、国が科学的知見に基づき対象疾患を拡大するとともに、検査結果に応じて適切な支援を受けられるよう支援体制の整備を図る必要があります。

〔 県所管部課：保健福祉部 子ども政策課 〕

【20】きめ細かな指導ができる教育環境の整備について

所管省庁：文部科学省 初等中等教育局

きめ細かな生徒指導や学習指導、給食管理の徹底や食育の推進、特別支援教育や教育相談体制の充実を図るための人材確保の観点から、「義務教育標準法」の改正や加配教員の増員を行うとともに、児童生徒等の障害の状態等に応じた施設整備による教育環境の適正化も含めて、必要な財政的支援の充実等を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「義務教育標準法」の改正により、中学校においても35人以下学級を実現するとともに、学校教育上の様々な課題に対応するための加配教員の増員及び必要な財源を確保すること。
- 2 栄養教諭及び学校栄養職員の定数の標準を見直すとともに、栄養教諭等の加配教職員定数を改善し、増員を図ること。
- 3 特別支援学級の学級編制の標準の引下げや特別支援教育コーディネーターの専任化を図ること。
- 4 小・中・高校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実を図ること。
- 5 特別支援学校において、国の設置基準を踏まえた教育環境の適正化を図るための施設整備について、一層の財政的支援を図ること。
- 6 医療的ケアが必要な児童生徒等の状態に応じた看護師等の適切な配置に係る経費については、全額国が負担すること。
- 7 全ての新規採用教員に特別支援教育を複数年経験させること等について、学校現場への過度な負担や児童生徒への不利益が生じることがないように、各地域の実情に十分配慮すること。

【提案・要望の理由】

学習指導要領の円滑な実施や生徒指導及び学習指導の充実等への対応が求められる中、全国的な教育水準を確保するためには、「義務教育費国庫負担法」に基づき、国の責務において少人数教育を実施できるよう財源を確保する必要があります。中学校における少人数学級についても実施が不可欠であることから「義務教育標準法」の改正による実現を要望します。

また本県では、これまでも加配教員の活用により、インクルーシブ教育システムを推進するとともに、生徒指導上の諸問題や、小学校高学年における教科担任制及び学校統廃合への対応など、各学校における課題の解決に向けて取り組んできたところですが、今後も、その方向性を堅持し、推進していくためにも、国において加配教員の増員を図ることを要望します。

栄養教諭等については、栄養管理、食育の推進、異物混入の防止を含めた衛生管理の指導の徹底に加え、食物アレルギーや肥満、偏食等、児童生徒へのきめ細かな対応が求められている中、現行の「義務教育標準法」に

おける定数の標準では、十分な対応が行えない状況にあることから、栄養教諭等の定数の標準の見直し及び加配教職員定数の改善による栄養教諭等の増員を図る必要があります。

特別支援学級の児童生徒は、障害の状態が多様化・重度化していることから、学級編制の標準を引き下げることや、特別支援教育コーディネーターを「義務教育標準法」に位置付けた上で専任化を図るなど、発達障害児等への指導体制をより一層充実させ、一人ひとりに合った適切な対応を行う必要があります。

現在、いじめや不登校、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休業など、児童生徒が抱える様々な不安や悩みを解決していくための教育相談がますます重要となる中、本県では、国の事業を活用してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめ、児童生徒のいじめや不登校等の解消に向けた様々な施策を展開しているところです。

○ しかしながら、スクールカウンセラーについては、小・中学校における1校当たりの勤務時間数の確保に課題があること、高等学校における配置が限定的であることなど、各学校のニーズに沿うには十分とはいえない状況であり、また、スクールソーシャルワーカーについては、一校当たりの配置時間が不十分であることや、技術と経験を備えた人材を確保する必要があるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に向け、財政的支援の充実が必要です。

○ 特別支援学校における普通教室等の使用について、児童生徒等の実態等を十分に検討した上、教育課程の実施に支障のない範囲で、工夫して対応しています。令和3(2021)年9月に国の設置基準が示されたことから、学習環境確保を着実に進めていくため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの集中取組期間の延長措置を講じるとともに、教育環境の適正化を図るため、一層の財政的支援を要望します。

また、令和3(2021)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行となり、学校設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが規定されたことから、看護師等の適切な配置に係る経費について、全額国が負担することを要望します。

全ての新規採用教員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験できる人事上の措置を講ずるよう努めること等について、令和6(2024)年度から取り組むこととされましたが、学校現場に過度な負担となることや、専門的な知識がない教員による指導により児童生徒に不利益が生じることが懸念されます。ついては、特別支援教育に携わる教員の配置状況や特別支援教育を受ける児童生徒の状況など各地域の実情に応じた弾力的な運用を認めることを要望します。

県所管部課：教育委員会事務局

学校安全課

義務教育課

高校教育課

特別支援教育室

【21】公立学校施設の整備促進に係る施策の充実について

所管省庁：文部科学省 大臣官房
文教施設企画・防災部

地域の実情に応じた計画的な公立学校施設整備が促進されるよう十分な財源を確保するとともに、老朽化の対策等、学校施設の環境改善について、国庫負担制度等の拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 老朽化対策事業や衛生環境改善等を促進するため、令和5(2023)年度当初予算において、各自治体が計画したとおり事業を推進することができるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 長寿命化改良事業について、築年数や下限額等の補助要件の緩和や改修部位ごとに対応できるよう補助対象事業の適用範囲の拡大など国庫負担制度の拡充を図るとともに、大規模改造事業(老朽)については、令和5(2023)年度以降も補助制度を継続すること。
- 3 公立高等学校の老朽化対策等の事業に対し、起債措置等の財政支援措置の拡充を図ること。

【提案・要望の理由】

喫緊の課題である公立学校施設の老朽化対策等について、令和3(2021)年度補正予算で措置された防災・減災国土強靱化予算を積極的に活用して進めているところですが、当初予算額と比較すると、令和4(2022)年度は前年度と同額で、令和元(2019)年度以降減少傾向にあることから、今後の事業推進への影響を懸念しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症を予防する観点から、公立学校施設における衛生環境の改善についても早急な実施が必要と考えています。

地方財政がより一層厳しい状況になる中、必要な学校施設整備を計画的に推進するためには、関係省庁の調整・連携を適切にさせていただき、各自治体の実施する施設整備に必要な財源を、当初予算において十分に確保することが必要不可欠であり、これを強く要望します。

また、長寿命化改良事業において、令和2(2020)年度から外部全体改修工事のみでも補助対象とする制度に拡充されましたが、築年数や下限額等が厳格に定められるとともに、内装工事等の単体工事は依然として補助対象外であり、老朽化の進行や市町村の財政状況に応じた効果的・効率的な対策を進めていく上で、補助要件の緩和及び対象事業の適用範囲の拡大を要望します。

大規模改造事業(老朽)については、令和4(2022)年度限りで廃止するとされていますが、予防的な内外部改修の実施に不可欠であることから、令和5(2023)年度以降も継続するよう要望します。

併せて、公立高等学校においても、老朽化対策等は小中学校と同様に今後の大きな課題であり、計画的な改修を着実に進めていくためにも、起債措置等の財政支援措置の拡充を要望します。

(県所管部課：教育委員会事務局 施設課)

【22】教員免許更新制廃止後の新たな教員研修制度の整備等について

所管省庁：文部科学省 総合教育政策局

新たな教員研修制度は、個々の教員の特性・ニーズに応じた研修を受けられるものとするとともに、研修受講履歴管理システムを早急に整備すること。また、高等学校教諭免許状「情報」を取得しやすい環境を整えること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 教員免許更新制廃止後の新たな教員研修制度は、各教員の資質向上につながるよう、都道府県教育委員会の意見を十分に踏まえ、個々の教員の特性・ニーズに応じた研修を受けられるものとする。
- 2 研修受講履歴管理システムについては、新たな教員研修制度開始後の空白期間が生じることのないよう、令和5(2023)年度当初の導入に向けて、早急に整備を進めること。
- 3 高等学校教諭免許状「情報」取得のための現職教員等講習会を実施すること。
- 4 教員が、高等学校教諭免許状「情報」取得のために大学等の授業を履修する際に、必要な受講料の負担を軽減するための支援制度を創設すること。

【提案・要望の理由】

文部科学省では現在、教員免許更新制廃止後の新たな教員研修制度の令和5(2023)年度当初からの開始に向けて検討していますが、効果的な運用を図るためには、実際の運用を行っている都道府県教育委員会の意見を十分参考にする必要があります。

また、現在文部科学省では、研修受講履歴管理システムの令和5(2023)年度後半からの運用開始を目指し、その整備を進めていますが、研修受講履歴管理システムの整備が遅れた場合には、新たな教員研修制度開始後の空白期間が生じる課題があります。

そこで、各教員の資質向上に十分つながるよう、個々の教員の特性・ニーズに応じた研修を受けられる新たな教員研修制度とするとともに、研修受講履歴管理システムを早急に整備することを要望します。

また、高等学校教諭免許状「情報」を取得できる大学等が地方には少ない状況もあり、取得するためには教員に負担を強いることとなっており、免許取得を促すための国の方策が必要です。

当該教科の教員不足を解消するため、平成12年改正教育職員免許法附則第2項に規定する現職教員等講習会と同等の効果を有する講習会の実施や、大学等の授業を履修する際に必要な受講料の負担を軽減するための支援制度の創設を求めます。

県所管部課：教育委員会事務局

義務教育課
高校教育課
総務課

【24】外国人材の受入れと多文化共生施策について

所管省庁：法 務 省 出入国在留管理庁
総 務 省 自 治 行 政 局
文部科学省 初 等 中 等 教 育 局

新たな在留資格である「特定技能」による外国人労働者の受入れ拡大を契機に、全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を行うとともに、外国人児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 全ての外国人が安全・安心に暮らすための環境整備を、国が主体となつて行うとともに、地方自治体が行う施策に対する財政措置を講ずること。
- 2 全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを、国が主体となつて構築すること。
- 3 日本語指導の充実を図るため、義務標準法の規定に基づいた「日本語指導を行う教員に係る基礎定数化」による改善について進度を上げて実施するとともに、基礎定数を算定するための基準を引き下げるほか、夜間中学の設置や運営に向けた財政措置を継続・拡充すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等された技能実習生等に対する地域の実情を踏まえた雇用維持支援体制を速やかに構築すること。

【提案・要望の理由】

本県では海外展開を目指す企業等の人材確保支援のため、外国人留学生等のグローバル人材と企業とのマッチングを実施しています。一方、製造業や農業など人手不足に悩む分野において、技能実習生などの外国人の活用が進んでおり、更に、平成 31(2019)年 4 月に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことから、今後ますます外国人労働者が増加することが想定されます。

外国人材の活用は、地域経済の持続的発展のためには意義を持つものがありますが、一方で外国人が地域社会において日本人と共に生活していくためには、多文化共生の社会づくりへの取組が重要です。

このため本県では、企業や業種ごとの団体を構成員とする「とちぎ外国人材活用促進協議会」を令和元(2019)年 6 月に設立し、外国人材の適切な活用と受入れについて関係者が協議し、情報共有を図っています。

自治体における多文化共生の取組の指針については、令和 2(2020)年 9 月に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しましたが、全ての外国人が安全・安心に働いて生活するためには、多言語による行政、生活、防災、医療、保健、福祉、更には感染防止策などの情報やサービスの提供が必要となるため、これら環境整備を国が責任を持って行うとともに

に、自治体が行う施策に対する財政措置を早期に求めるものです。

また、全ての外国人が自立し安心して暮らしていくためには、生活する上で必要な日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解の促進が重要であることから、本県では、令和4（2022）年3月に「栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定したところであり、引き続き、日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築する必要があります。

本県の公立学校においては、日本語指導を要する外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けていない外国人児童生徒が約13%いるという実態があり、日本語指導を要する外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保することが必要不可欠となっています。

夜間中学は、学齢期に就学できなかった外国人の学びの場としても重要な役割が期待されていることから、令和5（2023）年度以降に新設準備を開始する場合も夜間中学新設準備・補助事業の対象とするとともに、補助率の引き上げを行うなど、更なる国の支援が必要であります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された技能実習生や特定技能外国人に対し、在留資格の特例措置が講じられているものの、地域の実情を十分に踏まえながら、関係省庁と連携して実効性のある雇用維持支援体制を速やかに構築する必要があります。

県所管部課：産業労働観光部 国際課
教育委員会事務局 総務課
義務教育課

【25】地方消費者行政の安定的な推進について

所管省庁：内閣府 消費者庁

消費生活相談体制の充実・強化や効果的な消費者教育・啓発の実施等、地方消費者行政の推進を図るための事業が、安定的かつ継続的に実施できるよう必要な財源の確保及び制度の改善を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方自治体の消費者行政の充実・強化を支援する地方消費者行政強化交付金について、十分な財源を確保すること。
- 2 成年年齢引下げ後の若年者の消費者教育の充実など喫緊の課題に対応した事業を実施していく必要があることから、地方自治体の実情に即した事業の実施が図れるよう、制度の改善を図ること。
- 3 地方自治体の相談事案への対応は、消費者行政の中核となるものであり、複雑・多様化する消費者問題にきめ細かに対応していくため、消費生活センターが継続・強化できるよう、交付金による長期的な支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が後を絶たない状況であり、また、成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者被害の増加も懸念されています。

こうした中、消費者の安全・安心な生活を実現するためには、消費者に身近な地方消費者行政の充実・強化が極めて重要であることから、安定的かつ継続的に事業が実施できるよう地方消費者行政強化交付金の所要額の確保を求めます。

また、交付金のうち、地方消費者行政強化学業については、消費者教育の推進や高齢者への積極的な注意喚起、執行体制の強化など新たに取り組むべき課題に対応した事業を実施するのに必要不可欠であり、地方自治体の実情に即した事業の実施が図れるよう、補助率の嵩上げや用途の拡充など、制度の改善を求めます。

さらに、本県では、全市町が消費生活センターを設置し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めておりますが、地方自治体の相談事案への対応は消費者行政において中核となるものであり、複雑・多様化する消費者問題へのきめ細かな対応が求められていることなどを踏まえ、消費生活相談体制が継続・強化できるよう、交付金による長期的な支援を求めます。

〔県所管部課：県民生活部 くらし安全安心課〕

【26】あらゆる分野における女性の活躍推進について

所管省庁：内閣府男女共同参画局

厚生労働省雇用環境・均等局

女性が個性と能力を発揮しながら多様な生き方を選択し、活躍できる環境づくりに対し、十分な支援措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりに向け、国主導による取組を強化すること。
- 2 理工系分野での女性の活躍を推進するため、女子学生に対する情報提供や魅力発信等、理工系分野の研究者人口を増やす取組や地域企業への定着や回帰を促す取組を積極的に実施するとともに、必要な財源措置を講じること。
- 3 女性が自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮しながら、充実した職業生活を送ることができるよう、国のリーダーシップのもと、コロナ下における成長分野の一つであるデジタル分野をはじめ、様々な分野への就労機会創出や就業環境整備、継続雇用・再就職支援等女性の活躍につながる施策の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

男女共同参画を推進するため、法律や各種制度等が整備されてきましたが、男女共同参画社会が実現するまでには至っていません。その原因の一つとして、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込みが挙げられることから、国においては、意識変革のための一層の取組が必要です。

また、社会情勢の変化に迅速かつきめ細やかに対応するためには、社会のあらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り入れることが求められます。

特に、我が国においては、大学等で理工系分野を専攻する女性の比率や研究者の比率が諸外国と比較して低いことから、女子学生に対し理工系分野進学に関する情報提供や科学技術分野での活躍の魅力発信などの取組とともに、地域企業の発展のための地方への定着や回帰を促進する取組が必要です。

全ての人々が暮らしやすい持続可能な社会を実現するには、女性が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し、多様な視点が確保されることが必要です。

さらに、女性の経済的自立や企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）の確保の観点からも、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう社会全体として取り組む必要があることから、コロナ下において需要が多くなっている成長分野の一つであるデジタル分野をはじめ、様々な分野において女性の活躍につながる施策の充実を要望します。

〔 県所管部課：県民生活部 人権・青少年男女参画課
産業労働観光部 労働政策課 〕

【27】気候変動への適応に向けた農業生産の安定化を図るための取組の強化について

所管省庁：農林水産省 農産局
環境省 地球環境局

気候変動に適応する持続的な農業の実現に向け、地域毎の気象の将来予測など、きめ細かな情報提供を行うとともに、気候変動に適応し安定生産が可能となる新品種や新技術の開発・普及に必要な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農業者が、将来にわたり持続的な農業生産が行えるよう、地域毎の将来の風速、雨量、積雪深などの気象予測について、きめ細かに情報提供すること。
- 2 地球温暖化に適応し、安定生産を図るための新品種の開発や、低コストで耐候性の高い園芸施設の開発等の加速化を図ること。
- 3 開発した新品種や新技術の速やかな普及拡大が図られるよう、導入支援に必要な財源を確保すること。

【提案・要望の理由】

農業者が、営農の継続や後継者の就農などを見据えて、気候変動に適応した持続的な生産活動を行うためには、高温耐性の強い品種の導入や、強風や積雪に対する園芸施設の強靱化などを計画的に進めていく必要があることから、集落など、より詳細な単位で、将来の風速、雨量、積雪深などの気象予測をきめ細かに提供することが求められています。

また、暖冬による梨の開花前進に伴う凍霜害や、夏季の高温による米の白未熟粒の発生、台風の風速増大による園芸施設の倒壊など、既に地球温暖化の影響による被害が顕在化してきており、将来を見据えて、これらに適応し、安定生産を行うための品種や技術の開発が必要となっています。

さらに、新たに開発された品種や技術について、効果が認識され、速やかに生産現場への普及拡大が図られるよう、現地実証や機械・施設等の導入支援などに必要な財源確保を要望します。

（ 県所管部課：農政部 農政課
経営技術課 ）

【28】農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の強化に資する次世代型の農業農村整備の推進に向けた安定的な財源確保と制度拡充等について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
農産局
畜産局

農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の強化を図るためには、スマート農業に対応した基盤づくりや農業水利施設の防災・減災対策など、農業農村整備事業の着実な推進が不可欠であることから、必要な財源措置を講じること。さらに、豪雨災害リスクの軽減化を図るため、流域治水対策の計画的な実施や農業水利施設等における非常用電源の確保に対する支援の充実に図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 担い手への農地の集積・集約化や水田を活かした露地野菜の作付拡大、麦・大豆・飼料作物の生産拡大に向け、スマート農業機械や大型機械に対応した基盤整備の推進に必要な財源を確保すること。
- 2 防災重点農業用ため池を中心とした農業水利施設の防災・減災対策を集中的かつ計画的に実施するために必要な財源を確保すること。
- 3 頻発化・激甚化する豪雨災害に対応するため、流域治水対策を計画的に実施するために必要な財源を確保すること。
- 4 豪雨による停電時における排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源の確保に対する支援の充実に図ること。

【提案・要望の理由】

農業従事者の減少・高齢化に伴う生産力の低下や、主食用米の消費減少・米価の下落、自然災害の頻発化、さらには、国際情勢の影響を受けた食料・燃油・資材・飼料価格高騰など、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化する中、本県においては、農業を力強い成長産業へと進化させていくため、『とちぎ農業未来創生プラン』に基づき、地域農業を支える担い手の育成や、持続的で収益性の高い水田農業の確立、農村地域の防災力・減災力の強化などの各種施策を展開しております。

これらの推進に当たっては、まず、農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積・集約化や、露地野菜の作付拡大、麦・大豆の本作化、飼料作物の生産拡大を図るとともに、自動走行農機等の性能を最大限に生かせる圃場の大区画化やICTを活用した自動給水栓等のスマート農業に対応した基盤整備を着実に推進する必要があります。

また、頻発化・激甚化する異常気象に対応するには防災重点農業用ため池を中心とした農業水利施設の防災工事等を集中的かつ計画的に実施する

必要があります。

しかしながら、農業農村整備事業に係る国の予算は、平成 22(2010)年度に大幅に削減されて以降、補正予算の割当等によって徐々に回復しているものの、令和 4(2022)年度当初予算においては、削減前の 8 割程度と依然として厳しい状況にあり、計画的な事業執行に支障が生じています。

このため、農業の成長産業化や農村地域の防災・減災力の向上に不可欠な農業農村整備事業の計画的な推進に向けて、国の当初予算段階における安定的な財源確保を要望します。

さらに、今後、集中豪雨等の自然災害が一層頻発化・激甚化するおそれがある中で、湛水被害の未然防止や軽減を図るためには、営農への影響を踏まえた上で、農業用ダム・ため池の洪水調節機能の強化や田んぼダムによる水田貯水機能の活用など、河川流域の関係者が協働して行う「流域治水」の対策を計画的に実施することが重要であることから、安定的な財源確保を要望します。

加えて、豪雨時に停電が発生しても、内水氾濫等による大規模な浸水被害を回避できるよう、排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源装置の確保や複数の系統からの電力供給にかかる費用に対する支援の充実を要望します。

〔 県所管部課：農 政 部 農村振興課
生産振興課
畜産振興課
農地整備課 〕

【29】経営所得安定対策等の充実及び制度の恒久化並びに米の消費拡大について

所管省庁：農林水産省 農産局

食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っている水田農業が将来にわたって持続的に発展するよう、需要に応じた米の生産の推進、経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化を図ること。

また、昨年 12 月に示された水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについては、現場の課題や影響を確実に検証した上で、必要な支援を講じること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う米の需要量の減少に対し、過剰在庫の解消に向けた販売支援や消費拡大など実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 農業の担い手の高齢化が進むとともに、人口減少等に伴い主食用米の消費が減少する中で、水田農業が将来にわたって持続的に発展し、食料の安定供給や国土・環境の保全面で重要な役割を担っていけるよう、需要に応じた米の生産の推進、農業者の経営安定に向けた経営所得安定対策等の充実に必要な財源確保と制度の恒久化等を図ること。
- 2 昨年 12 月に示された水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについては、現場の課題や影響を確実に検証した上で、必要な支援を講じること。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う米の需要量の減少は、生産者、関係団体等による需給環境の改善に向けた取組だけでは限界があることから、過剰在庫の解消に向けた販売支援、消費拡大など実効性のある対策を講じること。

【提案・要望の理由】

国の新たな食料・農業・農村基本計画では、担い手の確保育成や農地の集積・集約化を進めるなど、農業生産基盤の強化を図るとともに、経営所得安定対策等の着実な推進等により農業経営の安定化を図ることとしております。

また、食生活の変化や人口減少等に伴い米の消費が減少傾向にある中、水田を有効に活用し、農業経営者の経営安定化を図るためには、戦略作物への転換促進や、水田収益力強化ビジョンに基づき、特色ある産地を計画的に育成するなどの対応が求められているところです。

こうした中、国は、昨年 12 月、水田活用の直接支払交付金について、令和 4（2022）年度からの 5 年間に一度も水張りが行われない農地は、令和 9（2027）年度以降、交付対象水田としない方針を示したところです。

そこで、国においては、米の需給情報に関する的確で迅速な情報提供を

行うとともに、戦略作物や地域の特色ある作物の生産に農業経営者が安心して取り組めるよう、経営所得安定対策等の充実に係る必要な予算の確保と制度の恒久化を求めます。

併せて、制度の見直しに当たっては、生産者が営農を安定して継続できるよう、現場の状況に十分に配慮するとともに、生産者への十分な説明を行うなど、適切な対応を求めます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う米の需要量の減少により、在庫が増加していることから、その解消に向けた販売支援や消費拡大など実効性のある対策を求めます。

〔県所管部課：農 政 部 生産振興課〕

【30】新規就農者育成総合対策の全額国費化及び支援の拡充等について

所管省庁：農林水産省経営局

農業に意欲ある新規就農者を確保・定着させるため、「経営発展支援事業」の全額国費化と必要な予算確保を図ること。
また、就農準備資金の支給額を家族構成等に応じた支給額とすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「新規就農者育成総合対策事業」のうち「経営発展支援事業」の実施に必要な事業費の1/4の地方財政負担について、全額を国費により措置するとともに、希望する全ての新規就農者に支援ができるよう十分な予算を確保すること。
- 2 「新規就農者育成総合対策事業」のうち「就農準備資金」の年間支給額については、家族構成等に応じた支給額とするなど、支援を拡充すること。

【提案・要望の理由】

新規就農者の育成と定着は、我が国の農業を持続していく上で極めて重要であり、これまでの「農業次世代人材投資事業」では、就農前の研修を後押しするための資金及び就農直後の経営確立を支援する資金の交付を国が全額を負担して行い、地方が新規就農者の定着に向けた技術経営指導等の役割を担うことで、国と地方がそれぞれの役割に応じ、資金面・技術面の両面から支援を行ってきたところです。

こうした中、本年度から創設された「新規就農者育成総合対策事業」のうち「就農準備資金」及び「経営開始資金」については、これまでの「農業次世代人材投資事業」と同様に、全額を国費により措置されているものの、新設された「経営発展支援事業」の実施に当たっては、事業費の1/4について都道府県の財政負担が求められています。しかし、都道府県の財政力によっては、支援対象者数や支援額等に地域格差が生じることにつながりかねないことから、全額を国費により措置するとともに、事業実施を希望する全ての新規就農者に支援ができるよう十分な予算の確保を要望します。

また、「就農準備資金」の年間支給額については、受給対象者一律で年額150万円となっていますが、子育て中の妻帯者等にとっては、研修期間から農業で収入を得るまでの期間の生活設計が立たないことから、就農を断念するケースも生じています。農業に意欲ある参入希望者の就農を実現するためには、研修期間中も安心して生活維持ができるよう、受給者の家族構成等に応じた支給額とするなど、支援の拡充を要望します。

〔県所管部課：農政部 経営技術課〕

【31】農産物及び加工食品に関する輸出環境の整備について

所管省庁：農林水産省 消費・安全局
輸出・国際局
農産局
畜産局

農産物及び加工食品の輸入規制並びに農産物の検疫条件が未設定の品目等がある国・地域に対し、規制の早期解除や緩和に向け、迅速な政府間交渉等を行い、輸出環境を整備すること。

また、新型コロナウイルス感染症その他の国際情勢の影響を受けた国際物流について、状況の改善に向けた支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県等5県における酒類を除く全ての食品に対して、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付の義務付け並びに水際検査における全ロット検査が実施されている台湾に対し、規制緩和の交渉を行うこと。また、農産物及び加工食品の輸入規制を行っている諸外国に対し、輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する正確な情報発信など、風評被害の払拭に向けて積極的に取り組むこと。
- 2 農産物の検疫について、条件が未設定の品目や、既に検疫条件が設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある諸外国に対し、条件の設定や緩和に向け、迅速に政府間交渉を行うこと。
- 3 重点品目とされた28品目以外の農林水産物・食品のうち、梨をはじめ複数地域で取り組まれている品目についても重点品目に追加し、既に重点品目としている28品目と同様の支援が受けられるようにすること。
- 4 令和2(2020)年4月1日に開場した「とちぎ食肉センター」については、米国向け牛肉輸出施設として認定されたが、米国向け輸出施設における処理は懸垂放血となっており、瑕疵(シミ)の発生が増加してしまうという課題があることから、技術面の対策についての支援を行うこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症その他の国際情勢の影響を受けた国際物流について、状況の改善に向けた支援を行うこと。
- 6 国産農林水産物・食品の輸出目標額5兆円の達成に向け、都道府県別の輸出実績を定期的に把握する仕組みを創設すること。

【提案・要望の理由】

平成23(2011)年3月の福島第一原子力発電所の事故により、本県産農産物や加工食品に対し、輸出先となっていた多くの国で輸入規制措置が取られ、輸出が停止しました。

本年2月21日、台湾が福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の5県産の食品(野生鳥獣肉やキノコ類、コシアブラ等を除く)の輸入停止を解除しまし

たが、放射性物質検査報告書と産地証明書の添付の義務付け並びに水際検査における全ロット検査が実施されるなど、食品の輸出拡大に向けた障壁が残っています。また、一部の国においては、全て又は一部の食品の輸入停止措置が続いています。これらは、輸出拡大を図る上で大きな課題となっていることから、規制緩和や輸入規制の早期解除の交渉を行うとともに、安全性に関する正確かつ積極的な情報発信による風評被害の早急な払拭が必要です。

- 農産物の検疫については、検疫条件が未設定の品目や、既に設定されているものの厳しい条件が課されている品目がある国・地域では、当該品目の輸出に係る障壁となっています。このため、当該国・地域に対し、検疫条件の設定や緩和に向け政府間交渉を迅速に行うなど輸出環境を整備することを要望します。

また、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略では、輸出拡大余地の大きい28品目を重点品目に選定し、重点品目ごとにターゲット国・地域を特定するとともに輸出目標を設定し、専門的・継続的に輸出に取り組む「輸出産地」形成を重点的に支援することとしています。一方、各都道府県においては、各地域に合った様々な農産物の輸出に取り組むことでブランド価値の向上や需要拡大による生産者所得の向上につなげていることから、28品目以外の農林水産物・食品のうち、梨をはじめ複数地域で取り組まれている品目についても重点品目に追加し、既に重点品目としている28品目と同様の支援を要望します。

併せて、令和2(2020)年4月1日に開場した「とちぎ食肉センター」については、米国向け牛肉輸出施設として認定されましたが、米国向け施設では全頭懸垂放血処理が必須となっており、瑕疵(シミ)の発生が増加してしまうことから、発生低減に向けた技術面の支援を要望します。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大その他の国際情勢は、船便や航空便の大幅な減便による輸送手段の減少や燃油の高騰、それに伴う輸送運賃価格の上昇など、農産物等の輸出に対しても大きな影響を与えており、回復の目処が立たない状況にあります。早期に元通りの輸出が可能となるよう、国際物流の復旧に向けた支援を要望します。

加えて、食料・農業・農村基本計画において掲げる令和12(2030)年の輸出目標額5兆円の達成に向け、PDCAサイクルをうまく回すため、都道府県別の輸出実績を定期的に把握する仕組みを創設することを要望します。

県所管部課：産業労働観光部	国際課
農政部	経済流通課
	畜産振興課

【32】農業経営基盤強化促進法等の改正への対応及び農地集積・集約化に係る予算の確保等について

所管省庁：農林水産省 経営局
農産局

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市町村や農地中間管理機構などにおける農地集積・集約化に係る事務量が增大するため、市町村等の負担軽減及び必要な予算確保等の措置を講じること。

また、農地集積・集約化による規模拡大に資する補助事業について、十分な財源を確保すること。なお、補助事業等の目標年度については、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の影響等を踏まえ、必要に応じ延伸等の措置を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 法定化後の「人・農地プラン（地域計画）」については、市町村が地域における将来の農業や農地利用の姿についての話し合い（農業者や農地中間管理機構等による協議の場の設置）の実施とそれらを踏まえた「地域計画」の策定・公表を行うこととされており、市町村等における事務量が增大することから、策定等に係る市町村等の事務負担の軽減及び必要な予算の確保を図ること。
- 2 強い農業づくり総合支援交付金等の事業は、担い手の農地集積・集約化による規模拡大など、所得向上に必要不可欠な事業であるため、十分な財源確保を図ること。
- 3 上記事業では、事業実施年度の翌々年度までに目標を達成することとされているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢等により経営に大きな影響を受けた農業者も多く、期限までの目標達成が困難となる可能性があることから、必要に応じて目標年度を延伸すること。

【提案・要望の理由】

法定化された「人・農地プラン（地域計画）」の策定に当たっては、市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業者、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等による協議の場を設け、その協議結果を公表することとしています。「地域計画」には、区域において農業を担う者ごとに、利用する農用地等を定め、地図に表示することとされており、その素案の作成、農業者の意向の把握及び話し合いの実施等、農地集積・集約化に係る関係機関の事務量が增大することから、負担軽減及び予算等の充実に要望します。

また、強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農地利用効率化支援交付金等は、農業者の農地集積・集約化による規模拡大や産地の収益力向上に必要な不可欠な支援策であることから、十分な

財源確保を要望します。

一方、これらの支援策については、事業実施翌々年度の目標達成が要件となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢に伴う農産物の需要の減少や変化、生産資材の高騰等により、事業実施の前後で経営環境が大きく異なっており、目標達成については厳しい情勢も想定されることから、個々の状況に応じて、目標年度の延伸等の措置を講じるよう要望します。

〔 県所管部課：農 政 部 経営技術課
生産振興課 〕

【33】野生鳥獣被害防止対策への支援及び新技術研究・開発の強化について

所管省庁：農林水産省 農村振興局
環境省 自然環境局

野生鳥獣被害防止対策を推進するため、捕獲や侵入防止柵設置に係る財源を確保するとともに、新技術の研究・開発の強化等を図ること。

また、平野部や市街地に出没し被害を拡大させている状況に対し、効果的な侵入防止対策の確立と必要な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲や侵入防止柵の設置は、被害防止を図っていく上で必要不可欠であることから、このような鳥獣被害防止のための施策に対する十分な財政措置を講ずること。
- 2 引き続き、国が主体となって、鳥獣被害防止対策を省力的かつ効果的に行うためのICTやドローン等の活用技術を研究・開発し、総合的な技術体系の構築を図ること。
- 3 野生獣が中山間地域から平野部にまで侵入し、市街地やその近郊での農業被害や人身被害を拡大させている状況に対し、国が主体となって効果的な侵入防止対策を確立するとともに、対策に必要な技術的・財政的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

本県における野生鳥獣による被害は、農業被害額で約1億8千万円、林業被害額で約1億7千万円と依然として高い水準で推移しています。また、豚熱(CSF)対策としての野生イノシシの捕獲強化が喫緊の課題となっています。

しかし、被害防止を図っていく上で大きな役割を果たす捕獲や侵入防止柵に係る鳥獣被害防止総合対策交付金の当初予算の配分は、市町村の要望を踏まえてとりまとめた県の要望額を下回る状況が続いており、年間を通しての計画的な事業執行に支障が生じています。

このため、捕獲活動経費の支援や侵入防止柵の整備について、国の当初予算における財源の確保を要望します。

また、地域の過疎化、狩猟者の高齢化等により、被害防止対策は農業者や狩猟者にとって大きな負担となっていることから、引き続き、ICTやドローン等を活用した獣害対策の省力化や新技術の開発を進めることなどが不可欠となっています。

さらに、野生鳥獣の出没や被害の発生は、これまで中山間地域が中心でしたが、近年は、河川敷の藪などを移動経路として下流の平野部にまで生

息域を拡大してきており、市街地やその近郊で農業被害を発生させているほか、豚熱（CSF）ウイルスの伝搬経路となるおそれもあります。

また、車両との衝突による重大事故や、まちなかで人が襲われ重傷を負うなど、人身被害の深刻度が増しており、住民に大きな不安を与えています。

しかしながら、こうした状況に対し、全国的にも効果的な侵入防止対策が確立されているとは言えないことから、関係省庁が連携して効果的な対策を確立するとともに、必要な技術的・財政的支援を求めます。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 経営技術課 〕

【34】クビアカツヤカミキリをはじめとした外来生物対策の支援について

所管省庁：農林水産省 大臣官房
消費・安全局
環境省 自然環境局

クビアカツヤカミキリをはじめとした外来生物による被害の深刻化及び分布拡大を阻止するため、防除対策への支援の強化、広域防除連絡体制の整備並びに防除技術の開発を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 外来生物対策に関し、継続的に活用可能な補助制度を創設するとともに、当該補助制度の対象とならない経費については、特別交付税で措置する等により、地方自治体の負担軽減を図ること。
- 2 関係省庁が連携し都道府県を超えた広域防除連絡体制の整備と支援を行うこと。
- 3 簡便で効果の高い防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進すること。

【提案・要望の理由】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が改正され、これまで国のみが防除主体とされていたものが、都道府県及び市町村等においても外来種防除についての責務が明確化されることとなります。

本県は、多数の特定外来生物が定着しており、令和3（2021）年には特定外来生物「ヒアリ」が初確認されるなど、外来生物の対策は喫緊の課題となっています。特に特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」は、平成29（2017）年の県内での被害の初確認以来、食害によるモモ等の栽培農家への経済的な損害やサクラ等への被害が毎年拡大している状況にあります。

外来生物の防除は、効果的かつ効率的な防除を継続して実施することが不可欠であり、資機材購入、防除作業及び被害状況調査等の実施のための継続的な財源確保が課題となります。そこで、都道府県及び市町村が継続して活用可能で十分な支援を受けられる新たな補助制度の創設を要望します。加えて、当該制度の対象とならない経費についても、特別交付税により措置するなど、地方自治体の実情に応じたきめ細かな支援を求めます。

併せて、外来生物は県域を超えた防除対策が必要ですが、発生地域の被害状況を都道府県間で共有できる連絡体制が構築されていないため、未発生地域での対策が遅れる懸念があります。未発生地域での注意喚起や防除対策の協力を促すためにも、外来生物全般に対し、関係省庁が連携の上、広域防除連絡体制の整備と支援を行うことを求めます。

また、外来生物は簡便で効果の高い防除手段が確立されていないものもあり、例えばクビアカツヤカミキリの現状の防除方法は、成虫の飛散防止

対策として、樹幹への網の巻き付けや成虫の捕殺、食入孔への農薬注入、樹体への農薬散布、枯死した木の伐倒等を複合的に実施するものであり、防除実施者の作業及び費用面での負担が大きくなっています。また観賞用モモ・ウメ用の樹幹注入剤の農薬登録がないため、防除を実施できない状況も見られます。クビアカツヤカミキリをはじめ外来生物の防除について、簡便で効果の高い防除方法の開発、農薬の適用拡大を促進することを望みます。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課 〕

【35】特定家畜伝染病対策の推進について

所管省庁：農林水産省 消費・安全局
畜産局

豚熱（CSF）や高病原性鳥インフルエンザ等、特定家畜伝染病のまん延防止を図るため、野生動物対策に加え、農場における防疫体制の強化など、必要な対策を講じること。

また、発生後の防疫措置や、地域の畜産業に与える影響を軽減する取組に対し、国の機関による人的支援の充実及び必要な財政支援措置を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 子豚の豚熱感染予防を図るため、科学的根拠に基づく、予防的ワクチンの適切な接種方法を早期に示すこと。
- 2 豚熱ワクチン接種には多大な経費と人員を要することから、国の財政的支援措置の引き上げを行うとともに、一定の条件下で養豚農家による接種を可能とする制度改正を検討すること。
- 3 野生イノシシの豚熱まん延防止を図るため、捕獲や経口ワクチン散布並びに抗体付与状況調査などの対策を全国的に強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 4 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の発生農場における疫学調査の結果等を踏まえ、発生要因の解明を進めるとともに、農場へのウイルス侵入防止技術の開発など、防疫体制を強化する手法の確立に努めること。
- 5 大規模農場での特定家畜伝染病の発生では、防疫措置に莫大な資材、費用が必要であるため、発生の規模に応じて国の財政支援措置を引き上げるなど、支援策の充実を図ること。
- 6 防疫措置に係る人員については、県職員以外にも市町や関係団体の協力を得て確保に努めているが、迅速な防疫措置のため、都道府県を挙げた動員体制の中に、各都道府県に立地する農林水産省機関等からの動員を事前を含めることができる協力体制を整備すること。
- 7 豚熱の発生に伴い、県内の食肉センターへの豚の出荷頭数が大幅に減少しているため、食肉センターの経営への影響を軽減する財政支援措置を講じること。

【提案・要望の理由】

現在、国のマニュアルに沿って生後50～60日齢の子豚に予防的ワクチンを接種していますが、母豚からの移行抗体消失後、ワクチンの効果が現れるまでの間に、短期間ながら感染のリスクが生じています。このため、よりリスクを低減する、効果的なワクチン接種時期・回数について早急に明示するよう要望します。

豚熱の発生予防に当たっては、切れ目なく円滑にワクチンを接種する必要があるため、多大な経費や労力を必要とします。本県では、知事認定獣

医師制度を導入し、技術者確保に努めていますが、さらに効率的かつ適期にワクチン接種を行うため、一定の条件下で養豚農家による接種を可能とするなどの制度改正を要望します。

本県でも野生イノシシの感染が継続して確認され、養豚場における豚熱発生リスクは依然高い状況にあることから、広域的かつ継続的に野生イノシシへの経口ワクチン散布等を実施する必要があります。このため、野生イノシシの豚熱まん延防止対策について、必要な財源の確保を要望します。

近年、高病原性鳥インフルエンザが大流行し、予防的ワクチン接種が開始された豚熱においても発生が確認されていることから、疫学調査の結果等を踏まえ発生要因を解明するとともに、発生予防のための技術開発など、新たに防疫体制の強化を図る取組の推進を要望します。

大規模農場における特定家畜伝染病の発生は、その防疫措置に莫大な経費や資材が必要となるため、激甚災害のように、国の財政支援措置のかさ上げを行うなど、支援策の充実を図るよう要望します。

また、防疫措置に係る人員については、県職員のほか、市町や関係団体からの協力を得て、都道府県を挙げた確保に努めていますが、迅速な防疫措置を進めるためには、県内に立地する国機関等からの人員派遣をあらかじめ動員計画に位置付ける必要があります。そのためには、事前に動物衛生課と協議する必要があるため、協議に係る調整に時間を要することから、当該協議なしで動員計画に県内に立地する国機関等を動員計画に含めることができる協力体制の整備を要望します。

養豚場における豚熱発生に伴い、県内の食肉センターへの豚の出荷頭数が大幅に減少し、経営状況が悪化しています。食肉センターの経営及び県内食肉流通への影響を軽減するため、かつての地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業のような、集荷や衛生対策の強化を図る財政支援措置を講じるよう要望します。

〔 県所管部課：環境森林部 自然環境課
農政部 畜産振興課 〕

【36】林業・木材産業の成長産業化に不可欠な木造・木質化 推進について

所管省庁：農林水産省 林 野 庁

成長産業化に不可欠な木材利用を促進するため、ウッドショックへの対応も踏まえながら、木造住宅建設支援の強化や、非住宅分野における木造・木質化の促進策の拡充を図るとともに、大径材の需要拡大の取組について、引き続き国が率先して取り組むこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 住宅分野においては、木造住宅建設促進支援の強化を図ること。
- 2 非住宅分野においては、商業施設やマンション等幅広い民間施設の取組を促進するため、木造・木質化の促進策の拡充を図ること。
- 3 森林資源が成熟し大径化した木材について、引き続き国が率先して需要創出の強化に取り組むこと。
- 4 急激に生じたウッドショック（木材不足、価格高騰化）の影響を踏まえた支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

2050年のカーボンニュートラル実現に向け、吸収源対策としての森林整備をこれまで以上に推進するとともに、木材利用を促進していかなければなりません。

加えて、林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、住宅分野における外材から国産材への使用転換及び非住宅分野における非木造から木造への転換を進めることにより、木材の新たな需要創造の加速化を図る必要があります。

このような中、ウッドショックの影響により、地域工務店等は木材製品調達が困難な状況が続いているため、住宅分野においては、木造住宅建設促進のために支援の強化を求めます。

また、中大規模建築物では、関係法令の改正、耐火及びCLT等の技術革新により、木造建築の可能性は大きく広がっていますが、まだまだ鉄骨造・鉄筋コンクリート造からのシフトが進んでいないのが現状です。

非住宅分野においては、公共建築物等木材利用促進法の改正（通称：都市の木造化推進法）と併せ、商業施設やマンション等幅広い民間施設の取組を促進するため、財政上の支援や要件緩和等により、木造施設が各所に整備されるよう、木造・木質化の促進の強化を要望します。

さらに、森林資源が成熟し大径化した木材の増大が見込まれることから、大径化に対応した生産設備の支援の強化や大径材の需要創出のため、引き続き国が率先して取り組むことを要望します。

〔県所管部課：環境森林部 林業木材産業課〕

【37】森林における地籍調査の推進について

所管省庁：国土交通省 不動産・建設経済局

第7次国土調査事業十箇年計画（令和2（2020）年度開始）における地籍調査を着実に推進するため、十分な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 森林施業の集約化による森林整備、及び災害からの復旧・復興を計画的に実施するためには、これらの基盤となる地籍調査を迅速かつ着実に推進する必要があるため、計画面積に見合った財源措置を講じること。

【提案・要望の理由】

本県の地籍調査は、防災対策の推進や社会資本整備、農林地の効率的利用などを目的に必要性・緊急性の高い地域において推進しておりますが、その進捗状況は、令和2（2020）年度末時点で24%と全国平均の52%を大きく下回っている状況であり、林地の進捗状況は、全国平均の46%に比べ、19%と低い水準にあります。

山村地域は過疎化や高齢化により林地の筆界に関する人証・物証が失われつつあり、早期に筆界未定森林の地籍を確定させ、計画的な森林整備につなげていくことが大きな課題となっています。

また、近年、頻発する自然災害の備えとして、災害復旧にも有効な地籍整備を着実に進めていく必要があります。

こうした中、本県では、スマート林業推進の一環として、全国初となる新技術（リモートセンシング）を導入した地籍調査を行っており、今後さらに取組を加速させていく必要があると考えます。

令和3（2021）年度補正予算においては、昨年度に引き続き防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（R2.12.11閣議決定）が予算措置されたところですが、地籍調査事業を円滑かつ継続的に推進するためには、5か年加速化対策等による十分な財源の確保が必要と考えます。

このため、第7次国土調査事業十箇年計画の実施に当たり、地籍調査費負担金等の十分な財政措置を要望します。

県所管部課：環境森林部 森林整備課

【38】よろず支援拠点の継続設置について

所管省庁：経済産業省 中小企業庁

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」による無料経営相談所として設置されているよろず支援拠点を継続して設置すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者の様々な経営上の課題に向き合うワンストップ相談窓口として大きな役割を果たしていることから、令和5(2023)年度以降も継続して設置されるよう措置を講じること。

【提案・要望の理由】

平成26(2014)年度から各都道府県に設置されているよろず支援拠点は、相談先に悩む中小企業・小規模事業者の相談窓口として、広く相談に応じ総合的・先進的なアドバイスや他の支援機関との総合調整を行うなど、地域の経営相談支援体制の中心的役割を果たしています。

平成26(2014)年度の開設以来、本県の相談件数の累計は、約4万6千件となり、延べ相談者数も3万4千者以上となっており、地域の相談窓口として不可欠な存在となっています。

地域経済や雇用を支える極めて重要な存在である中小企業・小規模事業者の創業から成長、事業承継に至るまでを支援するよろず支援拠点について、令和5(2023)年度以降も継続して設置することを要望します。

〔県所管部課：産業労働観光部 経営支援課〕

【39】大規模災害対策の推進について

所管省庁：内閣府 政策統括官（防災担当）
総務省 自治行政局

近年の大規模災害を踏まえ、被災者の負担軽減のための各種支援制度の改善及び災害時の広域応援・受援を円滑に行う体制の構築を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 被災者生活再建支援法の適用範囲について、被災者が存在するにもかかわらず適用対象外となる市町村がないよう、全ての被災市町村を支援の対象として、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう見直すこと。また、引き続き、支援金の支給対象を拡大するとともに、これらの財源確保のため、被災者生活再建支援基金の国庫補助割合の引上げ等、東日本大震災時と同様の措置を講ずること。
- 2 災害救助法に基づく住宅の応急修理について、迅速かつ効率的に実施できるように、運用しやすい制度に改善すること。また、応援した自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。
さらに、災害救助事務費について、上限を撤廃し、全額、災害救助費負担金の対象とするよう検討すること。
- 3 被災地の災害復旧に有効な支援システムである「応急対策職員派遣制度」については、被災自治体に財政負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。
- 4 避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染リスク軽減を図るため、段ボールベッド、パーティション等の備蓄に必要な財政措置を継続するとともに、災害救助基金による備蓄の対象とするよう検討すること。

【提案・要望の理由】

被災者生活再建支援制度については、同一災害の場合に被災者が公平に支援を受けられるよう市町村ごととされている適用要件を見直す必要があります。また、被災者の安定した日常生活への早期復帰に資するよう対象を拡大していくことが必要です。

災害救助法に基づく住宅の応急修理については、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う現物給付による修理のみが対象となっていますが、より迅速かつ効率的に実施するためには、被災者本人による修理の手配及びその修理費用に対する金銭支給などの手法が必要です。

また、大規模災害時における被災自治体の事務的な負担を軽減し、復旧・復興を促進するため、応援経費についての国への直接請求の制度化が必要です。

さらに、大規模災害時に多くの避難所を開設した場合、対応する職員も増え、災害救助事務費が膨らむことから、全額、災害救助費負担金の対象とすることが必要です。

令和元年東日本台風災害では、本県で初めて「応急対策職員派遣制度」を活用し、発災直後から、複数の自治体から住家の被害認定調査業務等に応援をいただくことにより、復旧業務を迅速かつ着実に進めることができました。

一方、被災自治体では、応援に係る多額の費用負担が生じるため、被災自治体に財政負担が生じないよう十分な財政措置が必要です。

感染症拡大を防止するため、段ボールベッド、パーティション等について、継続して備蓄を進める必要があることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金だけでなく、災害救助基金でも事前購入・備蓄できるようにすることが必要です。

〔県所管部課：県民生活部 危機管理課〕

【40】安全・安心な県民生活を支える社会資本の整備・保全について

所管省庁：財務省 大臣官房
主計局
国土交通省 大臣官房
総合政策局
都市局
水管理・国土保全局
道路局
住宅局

安全・安心な県民生活を確保していくため、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全等が着実に推進できるよう、十分な財源確保を行うなど、支援の充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 直轄事業から市町村事業に至るまで、地方が真に必要としている社会資本の整備・保全が着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」については、中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を安定的に確保すること。
- 3 加えて、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分配慮すること。
- 4 老朽化する社会資本の維持管理・更新を計画的に行うため、国庫補助・交付金事業の財源確保など、財政支援の充実を図ること。
- 5 老朽化対策や通学路の安全対策に要する予算などを拡充する中においても、地方の道路整備など、社会資本の整備が遅れることがないよう、十分な整備予算を確保すること。
- 6 建設業における担い手の確保に向けて余裕期間を設定した工事や週休2日制工事などの働き方改革の取組を推進するとともに、担い手の不足を補うために現場の省力化・効率化につながるICT活用工事を生産性向上の取組として実施しているところであるが、これらの取組を一層推進するための財政的・技術的支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

今後急速に進行する人口減少に対応した地方創生への取組や、近年、頻発・激甚化している大規模災害に備える防災・減災対策、高齢者や園児等の移動経路も含めた交通安全の確保など、直轄事業から市町村事業に至る

まで、社会資本の整備・保全の重要性が増しているところであり、その推進に必要となる十分な財源を確保することが必要です。

国においては、これまで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を令和2（2020）年度まで集中的に実施してきましたが、更なる取組の加速化・深化を図るため、令和3（2021）年度から「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、令和2（2020）年度補正予算及び令和3（2021）年度補正予算において予算措置を行いました。

本県においても、令和元年東日本台風による甚大な被害の早期復旧及び再度災害の防止を図るとともに、頻発・激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、国土強靱化、防災・減災対策を計画的に進めていく必要があります。そのためには、必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も中長期的見通しのもと、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保することが必要です。

老朽化が進行する舗装、橋梁、トンネル等の社会資本の維持管理・更新については、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全への転換が重要であるため、修繕が必要な箇所について集中的に実施する必要があります。このため、国庫補助事業等の財源確保など、地方への財源支援の充実が不可欠です。

道路メンテナンス事業補助制度や交通安全対策補助制度の創設などにより、道路施設の老朽化対策や通学路の安全対策予算が拡充されましたが、渋滞対策や交通安全対策など、地方の道路整備の推進に必要となる予算の確保も必要です。

社会資本整備や維持保全、災害対応等、地域の守り手として重要な役割を担う建設業における働き方改革や生産性向上を推進するためには、週休2日制の取組に伴い必要となる事業費の増加に対する予算の確保、ICT搭載建設機械導入のための財政的支援及びICT活用工事に関する研修や現場見学会などの充実が必要です。

〔県所管部：県土整備部〕

【41】空き家対策の更なる推進について

所管省庁：国土交通省 住宅局

防災や防犯・景観等の生活環境の向上を図るためには、増え続ける空き家対策の更なる推進が不可欠であることから、必要な財源を安定的・継続的に確保するとともに、空き家対策総合支援事業の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 増加し続ける空き家に対応するためには、計画的かつ継続的に対策を進めていく必要があるため、十分な財源を確保するとともに、国が示す事業期間終了年次である令和7（2025）年度以降も補助制度を継続すること。
- 2 除却のみを実施する自治体も補助制度を活用できるよう要件を緩和するほか、補助率や上限額の引上げ、補助対象の拡大を図るなど補助制度の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の理由】

人口減少や少子高齢化等に伴う空き家の増加は、全国的な社会問題となっており、防災や防犯・景観等の生活環境の向上を図る観点から、地域の実情に応じた空き家対策の実施が急務となっています。

国が平成30（2018）年度に実施した住宅・土地統計調査によると、本県における住宅の空き家率は17.3%と全国で10番目に高い状況にあり、これら問題の解決を図るために、平成28（2016）年度から県内各市町が空家等対策計画を策定し、空き家対策総合支援事業を活用しながら、空き家の利活用や危険な空き家の撤去等に取り組んできました。しかし、今後も空き家は増加が見込まれており、国が示す事業期間終了年次である令和7（2025）年度以降も継続的な対策が必要な状況にあります。

また、除却と活用の双方を実施することが空き家対策総合支援事業の要件であることから、空き家活用の案件がないため国費の活用ができない市町が存在しています。

さらに、除却が必要となる工場や店舗等の住宅以外の空き家が増加していることに加え、他自治体への移住に限らず空き家を活用して住まいにする需要も高まっており、これまで以上に多額の費用を要することから、地域の実情に応じた空き家対策を推進するために、補助率や上限額の引上げ、補助対象の拡大を図るなど、補助制度の更なる拡充が必要です。

このような状況を踏まえ、地域の喫緊の課題である空き家対策について、市町が取り組む対策が円滑に実施できるように、必要な財源を安定的かつ継続的に確保するとともに、補助要件の緩和や補助制度の更なる拡充を図ることを要望します。

〔県所管部課：県土整備部 住宅課〕

【42】令和元年東日本台風被害からの復旧・復興について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

令和元年東日本台風による甚大な被害を受けた河川における再度災害の防止を図るため、改良復旧事業等の整備推進について、特段の支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

改良復旧事業等の整備推進に向けて財政支援の拡充を図ること。

- ・ 災害復旧助成事業（永野川、荒川）
- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業（秋山川、巴波川）
- ・ 浸水対策重点地域緊急事業（田川）

【提案・要望の理由】

- 本県は、令和元年東日本台風により、県内13地点の観測所において観測史上最高の日降雨量を記録し、各地の河川では決壊や越水・溢水等が発生したところであり、床上・床下浸水等による住家被害が14,000戸を超えるなど甚大な被害を受けました。

県管理の公共土木施設では904箇所が被災し、改良復旧事業等を含めると、復旧に要する費用は900億円を超え、平成10（1998）年の那須水害を超える過去最大の被害規模となっています。

原形復旧による対応は、令和3（2021）年度中に完了したところであり、一方、特に被害が著しく改良復旧事業等を導入した永野川など7河川については、治水機能の向上に向けて積極的に整備を進めているところであり、このうち黒川は令和3（2021）年度に事業が完了し、思川は令和4（2022）年度に完了する見込みではありますが、残る5河川の令和5（2023）年度以降の残事業費は約290億円を見込んでおります。引き続き、整備推進に向けて国庫補助事業の財源確保や、地方負担分における起債充当率や交付税措置の引上げなど財政支援の拡充が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 河川課〕

【43】河川・砂防事業の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

強靱な県土づくりを推進するため、直轄河川・砂防事業を着実に推進するとともに、地方の取組についても積極的に支援すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 鬼怒川、渡良瀬川、那珂川等における直轄河川事業や、県管理区間における改修事業等を着実に推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 特に県管理河川における住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 3 日光地域における直轄砂防事業の更なる推進を図るとともに、那須岳の火山噴火に伴う災害の発生に備え、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく対策を直轄事業により実施すること。
- 4 土砂災害の発生に備えた砂防施設の整備や、住民の円滑・確実な避難を可能とするソフト対策を推進できるよう、十分な財源を確保すること。
- 5 自然災害の発災後、円滑に改良復旧事業が実施できるよう、調査設計に係る補助対象を拡大するなど制度の拡充を図ること。
- 6 頻発化する大規模自然災害の脅威・危機への対応には、地方自治体だけでは限界があることから、地方整備局等の支援体制の充実・強化を図ること。

【提案・要望の理由】

- 流域全体の治水安全度を高め、県民の安全・安心を確保するためには、国土保全上特に重要な直轄管理区間はもとより、上流域の県管理区間も含めて、河川改修等のハード対策を着実に推進する必要があります。
- 特に県が管理する河川においては、「施設では防ぎ切れない洪水は発生する」との認識に基づき、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、洪水浸水想定区域図の作成によるハザードマップの拡充など、ソフト対策についても強化していく必要があります。

日光地域の男体山等を中心とした山岳地域では、依然として荒廃が著しく、大雨等により発生する土砂の流出は下流域へ甚大な被害を及ぼすことが想定されることから、これまで以上に直轄砂防事業による砂防施設の整備が必要です。また、那須岳の火山噴火が発生した場合、その被害は広域的かつ甚大となることから、直轄事業による計画的な対策が必要です。

本県の砂防事業においても、災害時に甚大な被害が生じる可能性の高い未整備の渓流等が数多く残されていることから、継続的な砂防堰堤等の整備を推進するとともに、住民の円滑かつ確実な避難を可能とするため、土砂災害警戒情報の精度向上や土砂災害警戒区域の周知など、ソフト対策も

あわせて推進することが必要です。

発災後、再度災害の防止に向けた改良復旧事業の実施に際し、復旧区間全体の調査設計が必要となりますが、その際の補助対象が構造物に限定されているため、用地測量を補助対象とするなど補助対象の拡大が必要です。

- 近年、気候変動の影響により、自然災害は頻発・激甚化しており、大規模自然災害の発災時には地方自治体だけでの対応には限界があることから、地方整備局の TEC FORCE 等による支援体制の充実・強化が必要です。

〔 県所管部課：県土整備部 河川課
砂防水資源課 〕

【44】ダム事業の着実な推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
水管理・国土保全局

思川開発事業について、一日も早く事業効果を発現できるよう、計画どおり遅滞なく完成させること。

【提案・要望の具体的内容】

思川開発事業については、一日も早く事業効果を発現できるよう、計画どおり遅滞なく完成させること。

【提案・要望の理由】

本事業は、下流地域の洪水被害を軽減させるとともに、地下水依存度の高い県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で、重要な事業です。

- ダム本体工事については令和2(2020)年度に着手しておりますが、令和元年東日本台風では、南摩ダム下流域においても甚大な被害が発生したことから、1日も早い効果の発現に向けて計画どおり遅滞なく事業を推進する必要があります。

〔県所管部課：県土整備部 砂防水資源課〕

【45】広域道路ネットワークの機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道路局

国の新広域道路交通計画に位置付けられた県内の広域道路ネットワークの機能強化を図るため、高速道路における渋滞対策やスマート IC 設置などの機能強化、直轄国道の着実な整備推進、更にはその多くの路線が重要物流道路に指定されている高規格道路等の整備と持続可能な維持・管理のための支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 高速道路は我が国の社会経済活動の根幹を担い、災害時には緊急輸送道路としての役割を果たすなど、多様な機能を有していることから、高速道路の更なる有効活用を図るため、東北自動車道及び北関東自動車道における渋滞対策やスマート IC の設置等の機能強化を推進すること。
 - (1) 東北自動車道宇都宮 IC 以北における 6 車線化整備計画の策定、及び栃木 IC 付近における渋滞対策の早期実施
 - (2) 新たなスマート IC の整備推進に向けた支援、及びアクセス道路の整備推進に向けた予算の確保
 - ・事業中：大谷(宇都宮市)、都賀西方(栃木市)、出流原 PA(佐野市)、下野(下野市)（名称は全て仮称）
 - ・新規事業化に向け準備段階調査実施中：(仮称)足利スマート IC（足利市）
 - ・準備段階調査箇所の採択に向け検討中：壬生 PA におけるスマート IC（壬生町）
 - (3) 北関東自動車道における休憩施設の早期整備
 - ・壬生 PA における駐車場の拡張
 - ・壬生 PA と笠間 PA 間における休憩施設の新設
- 2 直轄国道である国道 4 号、新 4 号国道及び国道 50 号は、高速道路とともに国土幹線道路ネットワークを構成し、本県道路網の主軸となる道路であることから、渋滞緩和や交通安全確保に向けて着実な整備を推進すること。
 - (1) 国道 4 号
 - ・西那須野道路、交通安全対策事業の早期完成
 - ・矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備推進
 - (2) 新 4 号国道
 - ・平面交差部の渋滞緩和のための計画的な立体化の推進
 - ・圏央道五霞 IC までの 6 車線化推進
 - (3) 国道 50 号

- ・足利市内の混雑交差点立体化等による渋滞対策の推進

3 高規格道路を始めとする広域道路は、広域的な連携・交流の促進はもとより、地域経済の発展や観光振興、国土強靱化等の観点から重要であり、その多くの路線が重要物流道路に指定されていることから、早期の整備と持続可能な維持・管理を行うために必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

- (1) 常総・宇都宮東部連絡道路等
 - ・国道 408 号真岡南バイパス、真岡宇都宮バイパス、宇都宮高根沢バイパス、国道 294 号二宮拡幅の整備支援
- (2) 日光宇都宮道路、宇都宮鹿沼道路（有料道路）
 - ・長期にわたる計画的な修繕実施や更新、機能強化に向けた支援
- (3) 栃木西部・会津南道路や(仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路、(仮称)北関東北部横断道路など、本県の高規格道路空白地域やミッシングリンクを解消する広域道路ネットワーク路線の整備支援

【提案・要望の理由】

高速道路の機能強化

東北自動車道の上河内 SA(上り線)や矢板北 PA(下り線)付近、及び栃木 IC 付近においては慢性的な交通渋滞が発生しており、速達性と定時性確保のため新たな車線の付加等による拡幅整備が必要です。

スマート IC の整備は、高速道路の利活用の促進や一般道路の渋滞緩和など地域経済の活性化に寄与するとともに、緊急輸送道路ネットワークを強化する上でも極めて有効です。また、スマート IC の整備効果を高めるためには、アクセス道路との一体的な整備が不可欠です。

事業中のスマート IC の整備支援に加え、(仮称)足利スマート IC の新規事業箇所への今年度中の採択や、壬生 PA におけるスマート IC 地区について準備段階調査箇所への早期採択に向け検討を進めているため、技術的支援が必要です。

北関東自動車道の壬生 PA から笠間 PA に至る区間は、約 50km あるにもかかわらず休憩施設がなく、また壬生、笠間両 PA においては日常的に混雑しているため、壬生 PA における駐車場の拡張及び新たな休憩施設の整備が必要です。

直轄国道の整備推進

国道 4 号については、県北部地域における平常時の交通の円滑化や、緊急輸送道路ネットワークを構築するため、西那須野道路、矢板拡幅、矢板大田原バイパスの整備が必要です。また、安全・安心な歩行空間を確保するため、栗宮歩道整備事業、雀宮駅前・駅北歩道整備事業、上横田歩道整備事業の早期完成と、円滑な交通を確保するため、那須町以北線形改良の早期完成が必要です。

新 4 号国道については、本県と東京圏を直結する極めて重要な路線で

あり、首都直下地震が発生した際の広域的なバックアップ体制確保の観点からも、圏央道五霞 IC までの区間について早期の 6 車線化整備を進めるとともに、慢性的な渋滞が発生している平面交差点部については計画的な立体化による更なる機能強化が必要です。

国道 50 号の足利市街地(問屋町付近)は慢性的な交通渋滞が発生しており、立体化などの対策が必要です。

高規格道路の整備等に対する支援

常総・宇都宮東部連絡道路のうち、国道 408 号真岡南バイパス・真岡宇都宮バイパス・宇都宮高根沢バイパスは、鬼怒川左岸に集積する栃木県の産業を牽引する工業団地群を連絡する重要な路線であり、北関東自動車道真岡 IC へのアクセス強化や常磐自動車道及び圏央道との連携強化を図るため、重点的な整備が必要です。また、真岡南バイパスに接続する国道 294 号二宮拡幅の一体的な整備が必要です。

日光宇都宮道路は、供用開始以来 40 年以上が経過し、橋梁やトンネル等の老朽化が著しいため、平成 27(2015)年度に料金徴収期間を令和 16(2024)年まで延伸し、修繕工事を実施しているところです。また、宇都宮鹿沼道路は、今後周辺開発に伴う交通量増加が見込まれることから、機能強化に向けた検討を行っているところです。しかしながら、両路線は、設備更新や機能強化、更には料金徴収期間満了後の修繕・維持管理に係る費用の確保が課題となることが確実なため、料金徴収の継続を可能とする制度の導入等も含めた持続可能な維持管理のための支援が必要です。

高規格道路の空白地域やミッシングリンクの解消を図り、平常時・災害時を問わない安定的な人流・物流を確保するとともに、経済・生活圏を相互に連絡し地域間の交流・連携を促進するため、栃木西部・会津南道路(直轄権限代行事業 国道 121 号日光川治防災)や(仮称)つくば・八溝縦貫・白河道路、(仮称)北関東北部横断道路の整備を推進することが必要です。

県所管部課：県土整備部 交通政策課
道路整備課

【46】直轄権限代行事業等による道路の機能強化について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
道路局

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワークを構成し、機能強化にあたり技術的難易度の高い道路については、国による直轄権限代行事業等により積極的な支援を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国道 121 号の機能強化に向けて、直轄権限代行により事業中の日光川治防災の整備を推進するとともに、将来的には、国が管理を行う直轄管理区間として指定すること。
- 2 国道 120 号の通年通行化に向けて、技術的難易度の高い金精道路について、直轄権限代行事業により支援を行うこと。

【提案・要望の理由】

国道 121 号は、山形・福島・栃木を結ぶ重要な広域幹線道路であり、国の新広域道路交通計画では、本県区間の「栃木西部・会津南道路」及び福島県区間の「会津縦貫道」が、それぞれ高規格道路に位置付けられ、本年 4 月には重要物流道路の候補路線に指定されたところです。一方、日光地域においては平成 27 年 9 月関東・東北豪雨の際に大規模な路肩崩落等が発生し、防災拠点である道の駅や観光拠点である川治温泉等が一時孤立したことから、防災・減災や国土強靱化を推進するため、日光川治防災の事業の加速化が必要です。

また、東日本大震災の際には、被災した東北自動車道や常磐自動車道、国道 4 号、国道 6 号に代わる輸送路として役割を果たしており、高規格道路とのダブルネットワークを形成する重要な道路であることから、高い管理水準の確保に向け、将来的には直轄管理区間の指定が必要です。

国道 120 号は、群馬と栃木を結ぶ重要な広域幹線道路です。しかしながら、県境の金精道路は標高 1,800m を超え、雪崩や地吹雪により除雪が困難なため、約 4 ヶ月にわたり冬季通行止め(約 17km 区間)を余儀なくされています。通年通行は両地域の長年の悲願であり、防災・減災や国土強靱化の観点からも、冬季においても通行可能な道路の整備が必要です。

県境を跨ぐ広域的な道路ネットワーク確保の観点と、整備には高い技術力を要することを踏まえ、直轄権限代行による整備の検討を要望します。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【47】住宅・建築物の耐震化の推進について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
住宅局

首都直下地震等の発生が切迫する中、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、未耐震住宅・建築物の倒壊等の被害から生命を保護するため、住宅・建築物の耐震化等に係る補助制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の目的に基づき、県民の生命や身体を保護するため、民間住宅・建築物の耐震化を着実に促進するとともに、民間住宅・建築物の部分的な改修工事等により倒壊による被害の軽減が図れるよう、補助制度の拡充及び十分な財源の確保を図ること。

【提案・要望の理由】

本県では、平成19（2007）年から栃木県建築物耐震改修促進計画を策定し、住宅・建築物の耐震化に取り組んできましたが、令和2（2020）年度までの二期計画では民間住宅の耐震化率が89%にとどまり目標値である95%を達成できなかったことから、三期計画においても引き続き目標値を95%に設定し、積極的に取り組んでいます。

現時点で耐震化を要する民間住宅の多くは、老朽化に伴う建替が実施されている一方で、所有者が高齢であることや収入が限られていること等から、実施に至らない事例が多く見受けられます。

首都直下地震等の発生が切迫する中、県民の生命や身体を保護することが重要であることから、着実に、国・市町村と連携して民間住宅・建築物の耐震改修工事等の促進を図るとともに、個々の事情によりやむを得ず耐震化に至っていない民間住宅・建築物の倒壊等の被害軽減のため、部分的な改修工事等についても補助対象とするなど、補助制度の拡充を図るとともに、十分な財源を確保することが必要です。

〔県所管部課：県土整備部 建築課〕

【48】公共交通サービスの確保・充実について

所管省庁：国土交通省 大臣官房
総合政策局
都市局
道路局
鉄道局
自動車局
観光庁

県民の日常生活における移動手段を確保するため、公共交通サービスの確保及び充実に対する支援制度の更なる拡充を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する状況下においても、社会の安定の維持の観点から運行を継続している第三セクター鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通事業者は、深刻な経営状況に陥っていることから、今後も持続的に県民の日常生活における移動手段を提供し続けることができるよう、早急に支援の充実を図ること。
- 2 バス等の生活交通の確保・充実に対する支援制度の拡充や地方財源への支援を強化すること。
- 3 第三セクター鉄道の経営安定のための新たな運営費補助等の創設や、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じるとともに、鉄道安全輸送設備の維持改善のための十分な財源を確保すること。
- 4 地域の公共交通利用者はもとより、訪日外国人をはじめとする旅行者の移動の利便性向上を図るため、M a a Sの実現に向けた交通系ICカードの導入、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及拡大、鉄道駅のバリアフリー化に向けた必要な財源を確保すること。
- 5 中山間地域や観光地における移動手段の確保のため、無人自動運転移動サービス導入に向けた地方の取組に対し、必要な財源を確保するとともに、関係法令に基づく諸手続が円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制を整備すること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた対応

超高齢社会や環境問題への対応、地域間の連携・交流の促進等の観点から、これまで以上にバス、鉄道、LRT等の公共交通ネットワークの確保・充実に向けた取組を推進していく必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、公共交通利用者はますます減少傾向にあり、事業者の経営は深刻な状況であることから、これらの取組を推進していくことが困難な状況にあります。

昨年度は、ポストコロナ時代の急速な社会構造の変化に対応し、企業経営の改善を支援する補助制度が新設されましたが、事業者の事業継続のための経営努力も限界を迎えており、新たな取組を行う余力すらない状況であることから、既存の運行費補助の対象拡大のほか十分な財源確保や補助率の引上げなど、更なる支援が必要です。

バス・タクシー

バス等の生活交通については、地域の特性やニーズに応じてその改善・充実に取り組んでおりますが、一方で、公費負担の増大が大きな課題となっている状況にあります。

こうした中、バスの地域間幹線系統に対する運行費補助（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）においては、事前算定方式による補助対象額に対し実際の欠損額が上回り、県と市町村で差額を補填している状況です。

また、バスの地域内フィーダー系統に対する運行費補助（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）及びノンステップバスの導入（地域公共交通バリア解消促進等事業）においても補助額がカットされる事例がみられ、生活交通を支える市町村及びバス事業者の負担が更に増大しています。

そのため、バスの運行費補助については、補助額上限規定の見直しなど、支援制度の拡充及び地方財源への支援を強化するとともに、ノンステップバスの導入における十分な財源の確保が必要です。

また、地域公共交通活性化再生法の改正に伴い、地域公共交通計画等の策定に対する支援や計画と連動するバスの運行に対する補助について、十分な財源を確保するとともに、各種事業の円滑な実施に向けて、手続の迅速化、簡素化が必要です。

さらには、ユニバーサルデザインタクシーの導入費補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）についても、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた、日光などの国際的な観光地におけるインバウンド需要の回復に向け、事業者の要望額に見合う十分な財源の確保が必要です。

第三セクター鉄道

本県内の第三セクター鉄道である野岩鉄道、真岡鐵道、わたらせ渓谷鐵道は、地域振興、住民生活の基盤として必要不可欠な公共交通でありま

すが、厳しい経営状況が続いています。ついては、将来にわたり安定した経営基盤が確保できるよう、新たな運営費補助等の財政支援制度の創設を図るとともに、地方負担に係る地方財政措置の拡充を講じる必要があります。

また、鉄道輸送設備の安全性向上に加え、開業から 30 年以上が経過し老朽化した設備の適切な管理が喫緊の課題となっており、鉄道軌道輸送設備等整備事業等への要望が高まっていることから、引き続き十分な財源の確保が必要です。

公共交通の利便性向上

複数の交通手段がシームレスに連携し、ルート検索から予約、決済までを一括で可能とする M a a S の実現に向けて、路線バス等への交通系 IC カードの導入拡大が検討されています。交通系 IC カードの導入や鉄道駅バリアフリー化は、公共交通全体の利便性向上に役立つほか、訪日外国人や地域に不慣れな旅行者等の移動円滑化にもつながり、地域の公共交通の活性化、ひいては地域の活力向上も期待できることから、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について、十分な財源確保が必要です。

無人自動運転移動サービス

バス運転手等の高齢化により、公共交通の担い手不足が深刻化する一方、運転免許証を返納する高齢者や訪日外国人の増加等により、地域住民の生活や観光地等における移動を支える公共交通の確保・充実が重要な課題となっています。

このため、誰もが自由に移動できる公共交通手段として、無人自動運転移動サービスの社会実装に向けた取組を促進することは、これら社会課題の解決につながることから、十分な財源確保が必要です。更にこれらの取組は、SDGs に掲げる目標の一つ「住み続けられるまちづくり」の実現に寄与するものであります。

また、実際の運行にあたっては、道路法や道路交通法、道路運送法等、関係法令に基づく許可および協議が必要となることから、それらが円滑に進むよう、関係府省庁による総合的かつ横断的な支援体制の整備が必要です。

〔県所管部課：県土整備部 交通政策課〕

【49】安定型最終処分場の許可基準について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局

安定型最終処分場が過度に集中する地域における立地規制の導入を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対し、処分場の総量を規制するなど、新たな安定型最終処分場の立地を規制する基準を設けるとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと。

【提案・要望の理由】

本県の北部地域は、平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、これまで200を超える最終処分場が設置されてきました。

そのような中で、過去に大規模な安定型最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地元住民を中心に地下水汚染等を心配する声が強まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸念する声が高まるなど、最終処分場の集中は県北地域において広域的な問題となっています。

このような県北地域の状況に対し、本県では、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、稼働中の最終処分場から1km以内への新たな最終処分場の設置を規制する基準を指導要綱において独自に設け、事業者の指導に当たってきたところです。

しかしながら、指導要綱による対応には限界があることから、根本的な対応として、廃棄物処理法において、安定型最終処分場が過度に集中する地域について、安定型最終処分場の総量を規制するなどの基準を創設するとともに、処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の裁量を認める規定を盛り込むよう要望します。

〔県所管部課：環境森林部 資源循環推進課〕

【50】廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局
内閣府 民間資金等活用事業推進室

全国初のPFIによる管理型最終処分場整備事業の着実な実施に向け、十分な財源を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 本県がPFI方式で整備を進めている管理型最終処分場に係る廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金について、十分な財源を確実に確保すること。

【提案・要望の理由】

本県には管理型最終処分場が整備されていないため、県内で排出された産業廃棄物の最終処分量の約58.4%に相当する約5万1千トンの処理を県外に依存しています。管理型最終処分場の確保は、県内処理の促進に不可欠であり、本県の経済活動の活性化にも資するものです。

本県では、全国初となるPFI方式での管理型最終処分場の整備事業を進めています。本事業で得られた知見は、都道府県・政令市にフィードバックすることにより将来的に新しい整備手法となり得るものと考えます。

先進事例として本事業を成功させるためには、廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金による支援が必要です。つきましては、十分な財源の確実な確保を要望します。

〔県所管部課：環境森林部 資源循環推進課〕

【51】放射性物質に汚染された廃棄物の処分及び除染対策の推進について

所管省庁：環境省 環境再生・資源循環局
農林水産省 農産局
畜産局

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

国の責任において指定廃棄物を速やかに処分するとともに、指定廃棄物以外の放射性物質に汚染された廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援、住民理解促進のための情報提供、知識の普及啓発を行うこと。

また、賠償が円滑に行われるよう東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

(2) 除染対策

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害から一刻も早く復旧・復興を成し遂げ、県民生活の安全・安心を確保するため、国の責任において地域の実情を踏まえた除染対策を推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

- 1 指定廃棄物については、国の責任において速やかに処分すること。
- 2 指定解除制度の運用に当たっては、指定廃棄物の処理責任は国にあることを基本に、地方公共団体の意見を踏まえ対応すること。
- 3 指定解除後の廃棄物も含め、8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理先の確保等に関する具体的な支援を行うこと。
- 4 一時保管が長期化している農家等の負担軽減策を講ずること。
- 5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性に関する住民理解を促進するため、正確かつ分かりやすい情報提供や知識の普及啓発を行うこと。
- 6 地方公共団体及び民間事業者が行う廃棄物の収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る必要な経費の賠償が円滑に行われるよう、東京電力ホールディングス(株)を指導すること。

(2) 除染対策

- 1 除染に伴い生じた除去土壌等については、保管場所における自然災害からの被災防止対策や除去土壌の処分に係る制度化など、国の責任において安全な保管及び処分に係る措置を講ずること。
- 2 農作物の放射性物質吸収抑制対策については、全ての農業者が負担なく、かつ効果的な対策が確実に実施できるよう、財源を確保すること。
- 3 除染等に要した経費については、国及び東京電力ホールディングス(株)の責任において万全の措置を講ずること。

【提案・要望の理由】

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物

本県の指定廃棄物は福島県に次いで多く、県内約 150 箇所にて一時保管されている状況であり、農家・事業者の負担や、自然災害による飛散・流出のリスクを考えると、一日も早く安全に処理する必要があります。

指定廃棄物の処理は、地元の理解を得ながら進めて行くことが重要であるため、今後も国が責任をもって、処理の必要性や安全性などについて、丁寧に説明をしていく必要があります。

また、指定解除制度の運用に当たっては、市町村等に責任を押し付けることのないよう対応する必要があります。

そこで、国においては、指定廃棄物や指定解除後の廃棄物を含め、放射性物質に汚染された廃棄物の適切かつ迅速な処理に向け早急に対応するよう要望します。

一方で、農家・事業者による指定廃棄物の一時保管が長期化する中、特に個人で保管する農家の負担軽減は優先的な課題であることから、市町村単位の暫定集約の実現に向け、関係市町村との個別協議が実施された結果、複数の市町村で暫定集約に着手したところです。

そのため、個別協議においては市町村の意向や地域の実情に配慮した丁寧な対応を行うとともに、暫定集約作業を安全に進めるよう併せて要望します。

また、原発事故に起因して廃棄物の保管・処分等に要した経費については、東京電力ホールディングス(株)に求償していますが、処理先が確保できず、やむを得ず保管を継続するために要する経費についても、引き続き支払いが円滑に行われるよう、指導を求めます。

(2) 除染対策

除去土壌については、剪定枝や落葉などの除染廃棄物を含め地域での保管が続いていることから、住民の安全・安心の確保のため、地域の理解を得ながら処分が進められるよう、国の責任において、具体的方法を示すとともに、理解促進のための方策を講ずることが必要です。

さらに、大雨により保管場所から除去土壌及び除染廃棄物が流出するなどの事案が発生していることから、今後の自然災害から再び被災しないよう適切な防止対策が必要です。

また、本県では農地の除染を行ったものの、現在でも農作物等から放射性セシウムが検出されており、放射性物質を吸収しやすい水稻や大豆等の作物については放射性物質の吸収抑制対策への継続した支援が必要です。

そこで、除染対策を推進し、残された課題に取り組むため、国による迅速かつ責任ある対応を要望します。

県所管部課：環境森林部	資源循環推進課
農政部	経営技術課
	畜産振興課

【52】 地方大学への支援の充実について

所管省庁：内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
文部科学省 高等教育局

地方大学が、地方創生やイノベーション創出に引き続き取り組めるよう、財源の拡充並びに特色ある取組や大学の施設等整備に対する支援の充実を図ること。また、学生の地方定着等に向けた各種支援策を講じること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方大学が、地方創生やイノベーション創出を担う人材育成に引き続き取り組んでいけるよう、運営費交付金等の拡充を図るとともに、産学官金の連携・協働による特色ある取組やDX等に対応した大学の施設等整備に対する支援の充実を図ること。
- 2 地元の地方大学に入学しようとする学生に対し授業料減免等のインセンティブを与える制度や、学生の地域内での就職率等の実績に応じた地方大学に対する優遇措置の創設、地方定着等に向けた地方大学や地方自治体の取組に対する支援の充実を図ること。

【提案・要望の理由】

地方大学は地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材の育成・定着や地域産業の発展に貢献するなど、地方創生にとって重要な役割を担っています。また、少子高齢化やデジタル・トランスフォーメーション(DX)、2050年カーボンニュートラル実現など、困難かつ社会的な影響の大きい課題に的確に対応していくためにも、地域社会において地方大学が果たす役割はますます大きくなっています。

本県においても、県内の高等教育機関で構成する「大学コンソーシアムとちぎ」において、それぞれが得意分野を持ち寄り、教育・研究はもとより、多方面にわたり地域の団体や地元の企業との連携に取り組んでいます。

今後も、地方大学が、地方創生や地域におけるイノベーション創出を担う人材育成に恒常的に取り組んでいくためには、基盤となる運営費交付金等の拡充や、地方大学が地方自治体や地方の産業界と連携・協働して実施する特色ある取組に対する支援の充実が必要です。

併せて、産学官金の連携の拠点となる大学施設について、老朽化に対応した施設改修はもとより、DXなど新たな課題への対応に必要な施設設備の機能強化を図っていく必要があります。

また、地方大学は、魅力ある地域づくりの一翼を担うとともに、地元進学率や地域内での就職率を向上させ、若者の東京圏への流出に歯止めをかけるべく取り組んでいます。学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地元の地方大学に入学しようとする学生に対し授業料減免など、インセン

タイプを与える制度や、地域内における就職者等の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金等の増額等の優遇措置の創設、地域内での進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組に対する支援の充実が必要です。

〔県所管部課：総合政策部 総合政策課〕

【53】グリーン社会の実現に向けた取組の推進について

所管省庁：環境省 大臣官房
地球環境局
経済産業省 産業技術環境局
商務情報政策局
資源エネルギー庁
農林水産省 大臣官房

地域の実情に応じた気候変動対策を推進できるよう、温室効果ガス排出削減対策やエネルギーの地域循環、企業の競争力強化及びイノベーションの促進など、グリーン社会の実現に向けた支援の更なる充実を図ること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 温室効果ガス排出量の早期削減とエネルギーの地域内循環を実現し、地域の脱炭素化と災害等へのレジリエンス強化を同時に実現する再生可能エネルギーの創出を加速させるため、地方自治体の主体的な取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- 2 中小企業等における省エネ設備等導入及び温室効果ガス排出削減のための燃料転換を図る設備更新に対する支援制度の拡充を図ること。
- 3 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域制度については、その実効性を高めるための制度強化を講じること。
- 4 「脱炭素先行地域」の選定要件を簡易化するとともに、新たに挑戦する自治体の参考とするためにも評価内容などの情報開示を行うこと。
- 5 工場間一体省エネルギー事業において、地域の省エネ・省CO₂化を一層推進するため、エネルギーの有効活用を図れるよう制度の柔軟な運用を認めること。
- 6 ガソリン・軽油自動車等から電動車への転換を促進するため、EV急速充電器設置等のインフラ整備を早期に進めること。
また、燃料電池自動車の普及拡大に向けて、水素ステーションに関する法規制のあり方や燃料電池自動車の普及促進策について早期に方針を示すこと。
- 7 地域の企業、産業支援機関、大学における革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組等を支援する制度を創設、拡充すること。
また、みどりの食料システム戦略の実現に向けた地域の取組に対する支援制度を拡充すること。
- 8 温室効果ガス排出量の削減に向けた普及啓発に対する支援を一層拡充するため、地球温暖化防止活動推進センターに対する更なる支援を行うこと。
- 9 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターが、地域における適応策を推進する拠点としての役割を果たせるよう、技術的支援及び人的支援を一層強化するとともに、体制整備及び運営に対する更なる財政支援措置を講じること。

【提案・要望の理由】

本県は、令和 2 (2020)年 12 月に「2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言し、本年 3 月には、目標達成に向けて必要な取組等を示す「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を策定しました。

ロードマップでは、経済と環境の好循環による、持続可能で力強い経済社会の構築を目指し、2030 年度の温室効果ガス排出量について、国を上回る 50%削減という目標を掲げ、産業、交通、家庭など分野ごとの削減目標と取組の方向性を示したところです。

本県におけるエネルギー由来の排出量のうち、産業及び交通分野が全体の 66%を占めており、両分野での排出量削減が急務となっています。

そのため、産業分野におけるエネルギー消費の抑制や化石燃料使用設備から環境負荷の低いエネルギーを使用する設備転換を促進する必要があります。

一方、再生可能エネルギー施設等については、景観への配慮や操業中の安全管理、事業終了後の施設設備の確実な撤去などについて、地域社会での懸念が生じており、その懸念を払拭し、地域との調和を図りながら再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく必要があります。

その鍵となる地域の脱炭素化に資する促進区域制度及び認定制度については、そのメリットが関係法令手続のワンストップ化等にとどまっており、促進区域外での太陽光発電設置等が懸念されるため、その実効性を高めるための制度強化が必要です。

また、本年 4 月に脱炭素先行地域の第 1 回選定結果が公表されましたが、選定された自治体の評価点・評価内容が非公開であり、全国の自治体に選定意図が十分に共有されず、国全体での脱炭素の取組の底上げとなっていないことから、選定要件を簡易化するとともに、新たに挑戦する自治体の参考とするためにも評価内容などの情報開示を行うことが必要です。

「エネルギー使用合理化等事業者支援事業補助金」は、省エネルギー化を推進するため、エネルギーの相互融通により、複数事業者が一体となつて行う工場間一体省エネ事業を支援しております。

地域の省エネ化を推進するためにはエネルギーの有効活用を図る必要がありますが、本補助金を活用した場合、補助事業者以外へのエネルギー供給が認められていないため、省エネ性能に優れたエネルギーの有効活用が課題となっております。

また、ガソリン車等から電動車への転換を図るためには、普及活動における乗り換え促進と併せ、民間企業参入のハードルが高い急速充電器等のインフラ整備を促進し、利便性を高め、乗り換えへの環境整備を図る必要があります。

さらに、本県は、燃料電池自動車及び水素ステーションの導入促進を目指していますが、法規制や多額な建設費などの課題から民間企業参入のハードルが高い状況です。令和 3 (2021)年 6 月に閣議決定された成長戦略実行計画に示された水素ステーションの大幅な増設目標達成に向け、本県の取組を加速していくためには、水素ステーションの法規制のあり方や燃料

電池自動車の普及促進策について、早期に国の方針を示していただく必要があります。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた「グリーン成長戦略」に呼応し、本県の産業分野における取組の基本姿勢や方向性を示す「とちぎグリーン成長産業振興指針」を策定して脱炭素化を契機とした本県経済の力強い成長に向け積極的に取り組むこととしたところです。農業分野においては、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に則して県が策定する基本計画の中で目指すべき姿等を明らかにし、一層の環境負荷軽減に取り組む「とちぎグリーン農業」を推進することとしています。両戦略の推進のためには、地方における民間企業や農業者の前向きな挑戦・研究開発を支援する環境づくりが不可欠であることから、これに資する制度の創設等も必要です。

一方、地域毎に異なる自然的状況や社会経済状況を踏まえ、地域の実情に応じた適応策を推進するためには、国立環境研究所と地域気候変動適応センターの連携はもとより、膨大かつ多岐にわたる気候変動情報を地域毎に分析して同センターに提供するなど、国による技術的支援の一層の強化が必要となるほか、同センターの技術力向上のための専門人材の派遣等の人的支援が必要です。

また、地域気候変動適応センターの活動に当たり、地方交付税措置として標準団体あたり職員1名分が措置されているものの十分とは言えないことから、同センターの体制整備や運営に対する一層の財政支援が必要です。

以上のことから、地方自治体が地域資源を最大限に活用し、緩和策、適応策を車の両輪とした気候変動対策をより一層推進できるよう、十分な支援を要望します。

県所管部課：	環 境 森 林 部	環 境 森 林 政 策 課
	産 業 労 働 観 光 部	気 候 変 動 対 策 課
	農 政 部	産 業 政 策 課 工 業 振 興 課 経 営 技 術 課

【54】日光国立公園の魅力アップについて

所管省庁：環 境 省 自然環境局
国土交通省 観 光 庁
道 路 局
自 動 車 局

国立公園満喫プロジェクトの更なる推進のため、誘客促進に資する自然公園施設の整備と管理に対し必要かつ十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染状況を見据え、インバウンド需要の回復に向けて、適切な水際対策や観光誘客プロモーションの展開等を図るとともに、国内外に向けた閑散期誘客や長期滞在を促進する取組及び交通ネットワーク強化等への支援を拡充すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 訪日外国人をはじめとする誘客促進に向け、自然公園施設の老朽化対策や国際化対応に必要な財政措置を講じること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束状況を見据え、落ち込んだインバウンド需要の回復に向けて、適切な水際対策を講じるとともに、観光誘客プロモーションの展開を図ること。
- 3 外国語対応ガイド等人材育成や案内機能の強化、国内外からの閑散期誘客や長期滞在を促すための観光メニューの磨き上げに加え、景観改善など観光地の魅力向上に向けた取組等についても必要な財政支援を行うこと。
- 4 観光地における周遊性やアクセス性を高めるため、交通ネットワーク強化の取組を支援すること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、国内外の利用者数が大幅に減少する中、大きく落ち込んだ国内外の観光需要を回復させる取組が求められております。

こうした中、国は「国立公園満喫プロジェクトの2021年以降の取組方針」において、新型コロナウイルスによる影響前の訪日外国人利用者や国内利用者の復活を掲げており、本県でも、ステップアッププログラム2025に基づき、インバウンド需要の回復等を見据え、引き続き県管理の自然公園施設の老朽化対策や案内標識及び看板の多言語化、トイレの洋式化等を進めております。

しかし近年、国の自然公園等整備事業における本県への当初予算交付額が減少傾向となっており、満喫プロジェクト推進への影響が懸念される状況となっております。

また、国立公園へのインバウンド旅行者の受入れの回復に向けては、観光地の施設整備や景観改善など魅力向上に向けた取組への支援や、外国語対応ガイド等の人材育成及びインフォメーション機能施設の運営、そして、

新型コロナウイルスに関する適切な水際対策なども課題となっています。

さらに、観光地における道路の渋滞対策など交通ネットワークの強化も必要となっています。

このため、自然公園施設の整備と管理に対する財政措置及びインバウンド需要の将来的な回復を見据えた各種施策のほか、国内外からの閑散期誘客や長期滞在を促進する取組並びに交通ネットワーク強化への支援を要望します。

〔	県所管部課：環境森林部	自然環境課
	産業労働観光部	観光交流課
	県土整備部	交通政策課
〕		

【55】国際観光旅客税の地方への配分について

所管省庁：国土交通省 観光庁

国際観光旅客税について、地方の観光振興に資するよう、自由度が高く創意工夫が発揮できる交付金等により地方に配分すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 インバウンド促進に向けた魅力ある観光地づくりを推進するため、「国際観光旅客税」を、地方が行う多言語表示の観光案内板等の基盤及び宿泊施設や国立公園等の質の向上等の受入環境の整備に加え、公衆無線LAN（Wi-Fi）等の管理運営費に活用できるようにするなど、地方の創意工夫が発揮できるよう、ハード・ソフト事業の両方に活用できる自由度の高い交付金制度等を創設すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠なため、柔軟な基金造成が可能となるような交付金制度とすること。

【提案・要望の理由】

国においては、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源確保を目的として、平成31(2019)年1月に「国際観光旅客税」を創設し、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備等に充当されております。

一方、本県では、訪日外国人観光客の受入環境整備に向けて、多言語表示の観光案内板や公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備等に対して支援しているほか、市町等と連携し、観光資源の磨き上げや観光地における二次交通の向上にも取り組み、訪日外国人観光客が快適に過ごせる観光地づくりを進めておりますが、その整備費に加え、管理運営費の負担等も課題となっておりますことから、「国際観光旅客税」を地方の観光振興に資するよう、地方の創意工夫を活かし、ハード・ソフト事業の両方に活用できるような交付金制度等の創設を要望します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な被害を受けた観光地の復興を図るには中長期的な取組が不可欠なため、リーマンショック時に実施した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のような自由度の高い、基金造成が可能となるような交付金制度とする必要があります。

〔県所管部課：産業労働観光部 観光交流課〕

【56】地方創生及び地方分権改革の推進について

所管省庁：内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方分権改革推進室
地方創生推進室
総務省 自治行政局
自治財政局
自治税務局

長期化する新型コロナウイルス感染症の脅威を乗り越え、ポストコロナの未来を切り拓く地方創生の実現に向け、地方が自主性・独自性を発揮して取り組むために必要な財源の更なる確保に努めるとともに、国においても、地方の現状や課題等を踏まえながら、積極的な施策展開を図ること。

また、地方創生の基盤となる地方分権改革を、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえ、地方と十分協議しながら、強力に推進すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 長期化する新型コロナウイルス感染症の脅威を乗り越え、ポストコロナの未来を切り拓く地方創生の実現に向け、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むため、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより引き続き必要な財源を確保するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生関連交付金等の必要な財源の更なる拡充や要件の緩和に努めること。
- 2 国と地方が中長期的な展望のもと、長期化する感染症の影響による地域経済の危機を乗り越え、地方創生の取組を深化させるため、現状や課題等を踏まえた地方の主体的な取組に対する支援を拡充・継続するとともに、国においても積極的な施策展開を図ること。
- 3 地方創生の取組を加速化するため、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図れるよう、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえ、地方への権限と財源の移譲等、地方分権改革をより一層推進するとともに、「提案募集方式」においては、地方からの提案を真摯に検討し、最大限の実現を図ること。

【提案・要望の理由】

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、本県版総合戦略である「とちぎ創生15戦略(第2期)」に基づき、人口減少克服・地方創生に積極的に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への影響が長期化し、地方税の税収確保が不透明な状況にある中、今後、地方が活力を

取り戻し、地方創生の流れをさらに力強いものとしていくためには、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮できるよう、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、十分な財源を確保することが必要です。あわせて、まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生関連交付金等の更なる拡充や要件緩和が必要です。

また、国と地方が中長期的な展望のもと、長期化する感染症の影響による地域経済の危機を乗り越えるとともに、地方創生の取組を深化させるため、現状や課題等を踏まえた地方の主体的な取組に対する支援を拡充・継続することが不可欠です。

さらに、人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、抜本的な少子化対策や地域経済の再生、地方への移住定住政策など、国自らがなすべき施策を大胆に実行していくことが不可欠です。

地方分権改革は、地方創生の基盤となるものであり、地方の自主的・自立的な自治体運営を確立するためには、今般の感染症対策における国と地方の役割等に係る課題も十分に踏まえつつ、事務・権限の移譲とともに、国から地方への税源移譲を進め、地方税財源の充実強化を図る必要があるなど、地方分権改革を、国を挙げて一層強力に推進することが不可欠です。

また、導入から9年目を迎えた「提案募集方式」は、国が主導するのではなく、地方の発意により地方分権改革を推進する手法であり、地方創生の実現に向け、地域の課題解決のための取組を一層進めるには、支障事例等が具体的に示されたものを対象とするだけでなく、制度導入の趣旨を踏まえ、住民に身近な行政は地方自治体にできる限り委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視するなど、地方からの提案を真摯に検討し、最大限実現する必要があります。

県所管部課：	総合政策部	総合政策課
		市町村課
		地域振興課
	経営管理部	財政課
		行政改革ICT推進課

【57】デジタル・トランスフォーメーションの推進等について

所管省庁：内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 規制改革推進室
デジタル庁
総務省 自治行政局
情報流通行政局
総合通信基盤局

デジタル技術が急速に進展する中、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、デジタル化を前提とした社会の変革が求められており、行政手続のオンライン化やデジタル・ガバメントの推進に向けて、国が旗振り役となって取り組んでいくこと。

また、5Gの特定基地局整備促進に取り組むこと。

さらに、地上デジタル放送について、全世帯が公平に受信できる体制の整備を行うこと。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 行政手続のオンライン化の推進のため、原本書類や多くの添付書類を求める行政手続について、所管省庁に対し、制度の見直し等を要請すること。併せて、地方公共団体の取組状況把握に努め、好事例の周知を図ること。
- 2 自治体情報セキュリティクラウドについては、統一的な運用要件や方針を具体例とともに示すこと。併せて、システム標準化やガバメントクラウドを考慮した、今後のセキュリティクラウドの在り方を明示すること。
- 3 5Gの特定基地局について、デジタル田園都市国家構想実現のため、地方も大都市と同じく速やかに整備されるよう、通信事業者に強く働きかけること。
- 4 共同受信施設により地上デジタル放送を視聴している地域について、施設の更新や維持管理費用に係る補助制度を創設すること、又はこれらの地域でも受信可能な中継局を設置すること。

【提案・要望の理由】

デジタル技術が急速に進展する中、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、デジタル化を前提とした社会の変革が求められており、地方行政においてもそれに合わせた環境整備が喫緊の課題となっています。

国においては、目視・書面掲示・対面講習等のアナログ規制の見直しについて必要な検討を行い、3年間でデジタル原則への適合を実現することとしているところですが、申請や届出等において原本書類や多くの添付書類を求める行政手続は、オンライン化の上での障壁となるため、一層の制度見直しが必要です。

自治体情報セキュリティクラウドについては、機能要件等が提示されたところですが、具体的な運用要件等は示されていません。また、今後のシ

システム標準化やガバメントクラウドの導入を見据え、セキュリティアクラウドとの連携等を把握するため、全国統一的なセキュリティアクラウドの方向性を示すことが求められます。

さらに、DXの推進に当たっては、高速大容量・多数同時接続・超低遅延である5Gは必須のインフラであり、特に国として力を入れているデジタル田園都市国家構想の実現のためには、市場原理では整備が遅れる、又は整備されない地方にこそ、早期整備が求められます。

共同受信組合を設立し、共同受信施設により地上デジタル放送を視聴している地域は、施設整備から約10年を経過したことで老朽化が進み、改修の必要が生じている一方で、高齢化等から組合員数の減少や負担感の増加など、運営が危ぶまれているところも多くなっています。全ての世帯が財政負担なく、公平に地上デジタル放送が視聴できる環境整備が求められます。

県所管部課：総合政策部 デジタル戦略課
経営管理部 行政改革ICT推進課

【58】地方税財源の充実・強化について

所管省庁：総務省 自治財政局

令和5(2023)年度地方財政計画の策定に当たっては、必要な地方一般財源総額等を確保すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 令和5(2023)年度地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症や超高齢社会への対応、地方創生の推進に係る地方の必要不可欠な財政需要を的確に計上するとともに、臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、今後とも、計画的な財政運営を行うことができるよう、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- 2 人口減少等の厳しい状況に置かれている市町村が、身近な住民サービスを安定して提供し続けられるよう、十分な財源を確保するとともに、公的資金補償金免除繰上償還の再実施などを検討すること。

【提案・要望の理由】

令和4(2022)年度地方財政計画において、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれること等から、臨時財政対策債は大幅な減額となったところではありますが、本来、財源不足に対しては、地方交付税の法定率の引上げなどにより対処すべきであり、今後とも特例措置に依存しない持続可能な制度の確立が必要です。

本県では、これまで人員削減などの行財政改革を積極的に推進するとともに、「とちぎ行革プラン2021」に基づき財政の健全性の確保に取り組んでいるところですが、医療・福祉関係経費等の増加などにより、今後も財源不足が見込まれています。

本県の市町村においても、不断の行財政改革に取り組んでいるものの、医療・福祉関係経費等の増大などにより一般財源は常に逼迫した状況となっています。

このようなことから、地方が安定的な財政運営を行うために、地方交付税を含め、必要な地方一般財源総額を確保することが不可欠です。

県所管部課：総合政策部 市町村課
経営管理部 財政課

【59】 地方税制度の見直しについて

所管省庁：総務省 自治税務局

社会経済情勢や企業の事業活動等の実情を踏まえた地方税制度とすること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 地方税制度の見直しにおいては、引き続き、偏在性が小さく安定的な税体系を構築することとし、地方の歳入に影響を与えないようにすること。
- 2 法人二税については、事業所の判定及び分割基準が行政サービスの受益関係を的確に反映しているか確認し、社会経済情勢の変化に合わせた制度に見直すこと。
特に、従業員が常駐しない太陽光発電施設について、当該施設の所有法人を、その施設が所在する都道府県の課税対象とすること。
- 3 ゴルフ場利用税については、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源であるとともに、7割は交付金として所在市町村に交付され、特に財源に乏しい中山間地域では貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

【提案・要望の理由】

新型コロナウイルス感染症や世界情勢による景気への影響が生じており、税収の見通しが不透明な状況にあることから、安定的な税体系を構築することが一層求められます。

法人事業税の分割基準は、社会経済情勢の変化に合わせ、行政サービスの受益に応じて、税収に偏りが生じないものであるべきところ、現行の人的及び物的設備を前提とした事業所の判定及び従業員数等を基礎とした分割基準では、県内の発電用固定資産を有する多くの太陽光発電事業を営む法人に対し、法人二税を課税することができません。その発電用固定資産の多くが無人であることから人的要件を満たさず、事業所と判定されないためです。結果として本店機能が集中する大都市圏に税収が偏在しています。

無人の発電用固定資産であっても、その設置に当たっては行政サービスを受益していることから、人的設備がなくても発電用固定資産が所在する都道府県の課税対象とするよう、制度の見直しを要望します。

〔県所管部課：経営管理部 税務課〕

【60】国会等移転の促進等について

所管省庁：国土交通省 国土政策局
内閣府 大臣官房
国会等移転審議会事務局

今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国の対応力強化及び東京一極集中是正の観点から、国会等移転の早期実現に向けて、国会において具体的な議論が進展するよう働きかけるとともに、国民の合意形成に向けた取組を強化すること。

また、国会等移転のワンステップとして、大規模災害時等における危機管理機能などを有する「キャンプ那須(仮称)」の整備を検討すること。

さらに、ポストコロナを見据えた「分散型社会」の構築に向けて、中央省庁や研究機関・研修機関等の地方移転の更なる推進を検討するとともに、企業の本社機能等の地方移転に対する支援を充実・強化すること。

【提案・要望の具体的内容】

- 1 東日本大震災後も我が国は様々な災害に見舞われており、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症等に対する国家中枢機能の災害対応力の強化及び東京一極集中の是正の必要性が再認識されているため、国会において国会等移転の早期実現に向けた具体的な議論が進められるよう、強く働きかけるとともに、国会等移転の意義・必要性について国民に具体的に説明するなど、その合意形成に向けた取組を強化すること。
- 2 国会等移転のワンステップとして、次のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」の整備について検討すること。
 - ・大規模地震等に備える危機管理機能を有する施設
 - ・外国からの要人を迎え、政府首脳と会談を行う迎賓施設
 - ・首相をはじめ政府首脳が静養も行える施設
- 3 ポストコロナの新しい社会を見据え、東京圏に集中した社会機能を地方に分散させた「分散型社会」の構築に向けて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進等により、中央省庁や研究機関・研修機関等の地方移転の更なる推進を検討するとともに、企業の本社機能や研究所等、様々な社会機能の地方移転に対する国の支援を充実・強化すること。

【提案・要望の理由】

国会における議論の場となっていた「国会等の移転に関する政党間両院協議会」は、平成17(2005)年10月を最後に開催されていません。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害を引き起こしました。仮に同規模の震災が東京で発生した場合、国の中枢機能が停止状態に陥ることが危惧されます。

中央防災会議において、広範な観点から首都直下地震対策が検討され、国家中枢機能の災害対応力の強化をはじめ、東京への一極集中の是正、国政全般の改革といった国会等移転の意義・必要性は、一層高まったものといえます。

また、「国土形成計画（全国計画）」においても、東京一極集中の是正や国土の災害対応力の強化等に寄与する重要な課題として、記されています。

こうしたことから、本来の国会等移転の早期実現に向けて具体的な議論が進展するよう、強く働きかける必要があります。その際、国会等移転審議会において、「栃木・福島地域」が候補地として最高評価を得ているこれまでの議論を尊重するとともに、国民に対し移転の意義・必要性を具体的に説明し、その関心を高め、合意形成を図ることが重要です。

また、今後想定される首都直下地震をはじめとした大規模な自然災害やテロ、新型コロナウイルス感染症等に対する国の対応力強化の観点から、「大都市圏への過度な人口集中」に伴うリスクを減少・回避するため、東京とは別の場所に危機管理機能を有する施設を整備しておくことの重要性が改めて認識されました。

このため、国会等移転のワンステップとして、「自然環境に恵まれ、公有地が確保しやすく、東京にも近い」といった多くの長所を有する那須地域に、「キャンプ・デービッド」のような多様な機能を持った「キャンプ那須(仮称)」を整備することが必要と考えます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、東京圏への過度な人口集中に伴うリスクが再認識されるとともに、テレワークが普及するなど、人々の意識や社会経済情勢に大きな変化をもたらしました。こうしたポストコロナの新しい社会を見据えた場合、今後は、東京圏に集中した社会機能を地方に分散させた「分散型社会」の構築が重要であり、DXの推進等により、現在移転対象としている政府関係機関だけでなく、更なる中央省庁や研究機関・研修機関等の移転対象の掘り起こしを検討する必要があります。

さらには、企業の本社機能や研究所等、様々な社会機能の地方移転に対する国の支援を充実・強化することが、地方創生の実現にも資すると考えます。

〔 県所管部課：総合政策部 総合政策課 〕